

若年性認知症の人と家族を支援する 社会資源ハンドブック



平成25年3月

長野県健康福祉部

はじめに

平成 18 年度から平成 20 年度に実施した厚生労働省の調査によると 18 歳から 64 歳における人口 10 万人当たりの認知症の患者数は、47.6 人であり、この数値を用いると、長野県において 18 歳から 64 歳における認知症の方は 570 人ほどいらっしゃるかと推計されます。

こうした若年で発症する認知症は、現役世代で発症し、高齢期の認知症に比べて病状の進行が早いことが多いため、就労が困難となり退職を余儀なくされたり、本人の介護の負担や子育てへの対応など本人だけでなく家族の生活にも大きく影響します。

しかし、高齢期の認知症については、普及啓発や医療、介護、福祉などの支援体制が整備されつつありますが、若年で発症する認知症については、患者数が少ないことやその方の年齢や症状の進行状態により利用できる障害福祉サービスや介護保険サービスが異なるなど、支援者側の情報の共有が十分には進んでおらず、ご本人、ご家族への情報提供も不足し、制度の狭間で支援が届いていない方が多い状況にあります。

そこで 65 歳未満で発症する認知症を総称して「若年性認知症」とし、若年で発症する認知症の人とご家族が様々なサービスを活用し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、また、支援者も幅広く制度やサービスの橋渡しができるよう、若年性認知症のための社会資源をハンドブックとして作成しました。

このハンドブックでは、若年性認知症の方やご家族が現時点で利用できる制度を整理するとともに、市町村の相談窓口や実際に診療をしている医療機関、若年性認知症の方の利用受入れが可能なサービス事業所等を平成 24 年 8 月に調査し、掲載しています。

さまざまな制度やサービスが今後も変わっていきますので、今回のハンドブックの活用状況も踏まえながら、機会をみて内容を更新しますので、ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

また、このハンドブックがご若年性認知症の方やご家族の生活や支援に少しでも役立つことができれば幸いです。

なお、このハンドブックは県のホームページにも掲載しますので、合わせてご利用ください。

平成 25 年 3 月

目 次



I 若年性認知症の方を支援する制度

1 医療に関する制度	
1-1 自立支援医療（精神通院医療）	1
1-2 高額療養費	3
2 障害に関する制度	
2-1 精神障害者保健福祉手帳	4
2-2 障害者自立支援法（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス	5
3 就労に関する制度	
3-1 傷病手当金	8
3-2 雇用保険制度	9
3-3 就労支援	9
3-4 障害者雇用納付金制度 / 障害者雇用調整金など（事業主の方へ）	11
4 介護に関する制度	
4-1 介護保険サービス	12
5 経済的援助に関する制度	
5-1 障害基礎年金	16
5-2 障害厚生年金	17
5-3 特別障害者手当	19
5-4 生活保護制度	19
5-5 生活福祉資金について	21
6 その他の制度	
6-1 税金の控除等	
6-1-1 障害者控除・特別障害者控除	22
6-1-2 医療費控除	23
6-1-3 国民保険料免除制度（法定免除・申請免除）	23
6-2 財産管理	
6-2-1 日常生活自立支援事業	24
6-2-2 成年後見制度	25
6-3 家族や子どもの教育への支援	
6-3-1 介護休業制度	27

目 次



6-3-2	就学援助	28
6-3-3	奨学金・貸付	29
6-3-4	高校授業料の減免	31
6-3-5	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金	32
II	若年性認知症の方を支援する社会資源リスト	33
1	市町村相談窓口	34
2	市町村事業等	45
3	医療機関（認知症疾患医療センター）	51
4	障害福祉サービス事業所	64
5	介護保険サービス事業所	73
6	認知症コールセンター	89
7	若年性認知症コールセンター	89
8	認知症の人と家族の会長野県支部	89
9	県保健福祉事務所	90
10	精神保健福祉センター	90
11	障害者総合支援センター、障害者就業・生活相談センター	91
12	ハローワーク	96

I 若年性認知症の方を支援する制度

1 医療に関する制度

1 - 1 自立支援医療（精神通院医療）

（１）制度の概要

精神疾患（認知症も含まれます。）のため、通院による治療を受ける場合には、世帯の所得や本人の収入によって、通院医療（薬代等も含まれます。）の負担が原則 1 割まで軽減される制度です。

（２）制度に関する窓口

市町村の福祉関係窓口や通院している医療機関の受付にご相談ください。申請窓口は市町村になります。

（３）制度が利用できる方

基本的には、継続的に精神科等への通院が必要な方が対象です。

一定以上の所得のある方でも、「重度かつ継続」に認定されることで、月当たりの負担額に上限が設定され負担額が軽減されます。

（４）制度が適用される範囲・内容

申請が認められると、「受給者証（自立支援医療受給者証）」が交付されます。

本制度で医療を受ける際には、交付された、「受給者証（自立支援医療受給者証）」と、自己負担上限額管理票を、受診の度に、医療機関にお示しください。

医療費の軽減が受けられる医療の範囲は、精神疾患・精神障害や、精神障害のために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護等が含まれます）が対象となります。

本制度による医療費の軽減が受けられるのは、各都道府県又は指定都市が指定した「指定自立支援医療機関」（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション）に限られています。

精神科の医療機関等の多くは「指定自立支援医療機関」となっていますが、利用されている医療機関等が対象となっているかどうかは、医療機関におたずねいただくか、精神保健福祉センター、県等の担当にお問い合わせください。

注意 次のような医療は対象外となります。

- ・入院医療の費用
- ・公的医療保険が対象とならない治療、投薬などの費用
（例：病院や診療所以外でのカウンセリング）
- ・精神疾患・精神障害と関係のない疾患の医療費

(5) 制度を利用するための手続き

申請は、市町村の障害福祉担当窓口にて、以下のものを提出します。

(ア) 自立支援医療（精神通院）支給認定申請書

(イ) 自立支援（精神通院）診断書（2年に1度提出）

(ウ) 世帯（保険単位）を確認するための書類

- ・国民健康保険の方 ⇒ 「世帯」全員の被保険者証の写し
住民票の写しも必要な場合もあります。
- ・健康保険の方 ⇒ 本人の名前が記載されている被保険者証や被扶養者証等の写し

(エ) 所得区分の認定に必要な書類

- ・中間所得層、一定所得以上の場合 ⇒ 市町村民税の課税証明書
- ・生活保護受給の場合 ⇒ 福祉事務所の証明書や保護決定通知書の写し
- ・非課税世帯の場合 ⇒ 非課税証明書や医療保険の標準負担額認定書
受給年金や手当の証書、保護決定通知の写し

※自立支援医療の診断書の提出が2年に1度となったことから、有効期限を調整し、精神障害者保健福祉手帳と同時に申請することが可能です。同時申請する場合は、手帳用診断書1枚で兼用となります。

(6) 制度を利用する際の自己負担額

(ア) 世帯（※1）における家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌した額（斟酌した額が自立支援医療にかかった費用の100分の10を超える場合は100分の10）。

（例：かかった医療費が7,000円、医療保険による自己負担が2,100円の場合、本制度による自己負担を700円に軽減します。）

（※1）ここでいう「世帯」とは通院される方と同じ健康保険などの公的医療保険に加入する方を同一の「世帯」として捉えています。

世帯所得状況	1月あたりの負担額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯であって受給者の収入が80万円以下の場合	2,500円
市町村民税非課税世帯であって受給者の収入が80万円より上の場合	5,000円
市町村民税235,000円未満	医療保険の自己負担限度額（→高額療養費制度を参照）が上限となります。
市町村民税235,000円以上	医療保険の負担割合が適用されます。（本制度の対象外です。）

(イ) さらに、医療費が高額な治療を長期間にわたり続けなければならない方（本制度では「重度かつ継続（※2）」と呼んでいます）は、1か月当たりの負担限度額が低くなります。

（※2）「重度かつ継続」の対象者となるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ・医療保険の「多数該当」の方（直近の1年間で高額な治療を継続して行い、国民健康保険などの公的医療保険の「高額療養費」の支給を4回以上受けた方）
- ・3年以上精神医療を経験している医師から、情動及び行動の障害又は不安及び不穏状態を示すことから入院によらない計画的かつ集中的な精神医療（状態の維持、悪化予防のための医療を含む）が続けて必要であると判断された方

世帯所得状況	1月あたりの負担額
○次の世帯の自己負担は、(ア)と同様です。	
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯であって受給者の収入が80万円以下の場合	2,500円
市町村民税非課税世帯であって受給者の収入が80万円より上の場合	5,000円
○次の世帯が、「重度かつ継続」に該当する場合、以下のように自己負担が軽減されます。	
市町村民税課税世帯で、33,000円未満	5,000円
市町村民税33,000円以上235,000円未満	10,000円
市町村民税235,000円以上	20,000円

(7) 制度を継続して利用する際の手続き

受給者証の有効期限は、原則として1年です。

1年ごとに更新が必要になります。更新の申請は、おおむね有効期間終了3か月前から受付が始まります。また、治療方針に変更がなければ、2回に1回は医師の診断書の省略ができますので、詳しくは申請した市町村にお問い合わせください。

1 - 2 高額療養費

(1) 制度の概要

医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

※加入する医療保険から事前に「所得区分」の認定証を発行してもらうことにより、医療機関の窓口での支払を負担の上限額までにとどめることもできます。このため、一度に用意する費用が少なくて済みます。

(2) 制度に関する窓口

加入している医療保険の窓口、国民健康保険の場合は市町村

(3) 制度が適用される範囲・内容

高額療養費では、年齢や所得に応じて、ご本人が支払う医療費の上限が定められており、またいくつかの条件を満たすことにより、さらに負担を軽減する仕組みも設けられています。

2 障害に関する制度

2 - 1 精神障害者保健福祉手帳

(1) 制度の概要

精神科の病気（認知症を含みます。）のため、日常生活や社会生活でハンディキャップがある方に精神障害者保健福祉手帳を交付します。

障害等級は、1級から3級まであります。

(2) 制度に関する窓口

市町村の福祉関係窓口や通院している医療機関にご相談ください。申請窓口は市町村になります。

(3) 制度が利用できる方

精神科の病気のため日常生活や社会生活にハンディキャップがある方で、手帳の交付を希望する方に交付されます。入院や在宅による区別や年齢による制限はありません。

ただし、申請には初診日から6か月以上経過していることが必要です。

(4) 制度が適用される範囲・内容

手帳所有者は、その等級に応じて次のような福祉サービスを受けることができます。

- ・所得税や住民税に関する障害者控除
- ・自動車税の減免
- ・県営住宅優先入居、家賃一部減免
- ・NHK受信料の減免
- ・県内バス運賃（高速バスを除く）等の割引
- ・施設利用割引
- ・その他市町村が独自のサービスを行っている場合があります。

(5) 制度を利用するための手続き

交付のための手続き（新規・更新）

(ア) 申請は、精神障害者本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族等の方が手続きを代行することも可能です。

(イ) 申請窓口は、お住まいの市町村です。

(ウ) 申請に必要な書類（新規・更新）

①申請書は市町村窓口にあります。

②診断書は市町村窓口にあります。指定のものです。

※手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。

※精神障害のため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに、年金証書の写し等で申請することができます。この場合は、原則、障害年金と同じ等級で交付されます。精神障害者保健福祉手帳の迅速かつ確実な発行のため、できるだけ新しい年金証書の写しを添付してください。また、障害種別、障害等級及び具体的傷病名の確認をしますので、年金事務所等に照会するための「同意書」の提出もお願いします。

※手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請が可能です（「高額治療継続者（重度かつ継続）」、として申請する場合は、別途「意見書」が必要な場合があります）。年金証書等の写しによる同時申請はできません。

なお、くわしくは、市町村窓口にお問い合わせください。

③ご本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したものの。白黒・カラーどちらでも可。）

※申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。

④現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）

⑤印鑑は年金証書の写し等で申請するときは、必ずご持参ください。

手帳交付までの流れ

【申請】	【経由】	【受理】	【判定・決定・交付】	【経由】	【交付】
本人（申請者等）	→ 市町村	→ 県知事		→ 市町村	→ 本人（申請者等）

（6）制度を継続して利用する際の手続き

有効期間は、原則として、2年です。

更新は、手帳の有効期限の3か月前から申請できます。お早めに手続きをしてください。

2 - 2 障害者自立支援法（障害者総合支援法 H25.4.1 ~）に基づく障害福祉サービス

（1）制度の概要

市町村から障害福祉サービスの支給決定を受け、個々の障害程度や、介護者、居住等の状況を踏まえてホームヘルプサービスや日中活動の場への通所、施設やグループホーム・ケアホームの入居等のサービス等を利用することができます。

障害者自立支援法に基づくサービスは、個別にサービスの提供を受けられる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」によるサービスがあります。

「障害福祉サービス」は、ホームヘルプ等の介護の支援を受ける場合には「介護給付」、就労等の訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

(2) 制度に関する窓口

市町村の福祉関係窓口

(3) 制度が利用できる方

身体障害、知的障害、精神障害のある方で、市町村から障害福祉サービスの支給決定を受けた方。

(4) 制度が適用される範囲・内容

(ア) 介護給付には次の10のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
⑧ 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑩ 共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(イ) 訓練等給付には次の4つのサービスがあります。

① 自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用のA型と、非雇用のB型があります。
④ 共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

(ウ) 地域生活支援事業には次のようなサービスがあります。(各市町村により異なります。)

① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

(5) 制度を利用するための手続き

(ア) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害程度区分について認定を受けます。ただし、「訓練等給付」のみを希望する場合は、障害程度区分の認定を受ける必要はありません。

(イ) 市町村は、サービスの利用申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

(ウ) 利用者は、「サービス等利用計画案を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。

(エ) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

(6) 制度を利用する際の自己負担額

月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯で所得割160,000円未満 *ただし、20歳以上の入所施設利用者、グループホーム・ケアホーム利用者は除きます。	9,300円
①②以外の場合	37,200円

なお、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合等で利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給され負担が軽減されます。

3 就労に関する制度

3 - 1 傷病手当金

(1) 制度の概要

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

なお、任意継続被保険者の方は、傷病手当金は支給されません。(健康保険法第104条による継続給付の要綱を満たしている者は除く。)

(2) 制度に関する窓口

請求先は会社の健康保険組合、または管轄の協会けんぽ(旧社会保険事務所)となります。実際は、会社で請求手続きをしてくれるところが多いでしょう。

(3) 制度が利用できる方

傷病手当金が受けられるとき

被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

(4) 制度が適用される範囲・内容

支給される金額

支給額は、病気やけがで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額です。なお、働くことができない期間について、ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

(ア) 事業主から報酬の支給を受けた場合

(イ) 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合(同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額)

(ウ) 退職後、老齢年金や老齢基礎年金または退職共済年金などを受けている場合(複数の老齢給付を受けるときは、その合算)

ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より多い時は、傷病手当金の支給はありません。

ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給することとなります。

支給される期間

傷病手当金は、病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日間を除き(これを「待期」といいます。)4日目から支給されます。

その支給期間は、支給を開始した日から数えて1年6か月です。

3 - 2 雇用保険制度

(1) 制度の概要

労働者が失業したときに、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために失業保険給付を支給されるものです。

(2) 制度に関する窓口

お近くのハローワーク（公共職業安定所）

(3) 制度が利用できる方

失業された方や職業訓練を受けられる方などには失業保険給付（基本手当）が支給されますが、再就職の意思・能力がない場合は、給付を受けることができません。

(4) 制度が適用される範囲・内容

失業保険手当の支給日数：年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって、90日～360日の間で決定されます。

基本手当日額：離職日の直前の6か月の賃金日額（賞与等は含みません）の50%～80%（60～64歳については45～80%）です（上限額あり）。

(5) 制度を利用するための手続き

離職後、自らハローワークに出向き、求職の申し込みを行い、離職票を提出します。就職するにあたって希望する条件を具体的に申述することが求められ、就職意思を積極的に示さない者に対しては基本手当は給付されない場合があります。この段階において、現在、職業についているか否か、病気、ケガなどの理由により直ちに就職できない者であるか否かの確認が行われます。

- ・就職意思の有無については、雇用保険の加入対象となる労働条件、すなわち、1週間に20時間以上の就労を希望しているか否かが判断基準とされる。したがって、おおよそ職に就いているとは言えないような極めて短時間の就労や随意的な就労を希望する者については、「就職の意思」があるとは認定されない。
- ・勉学、休養、旅行などの理由により、直ちに就職することを希望しない者については、当然、「就職の意思」はないものとして扱われる。

上述の求職申し込みの後、公共職業安定所長が受給資格の決定を行い、約4週間後に設定される「失業の認定日」に公共職業安定所に出頭し、失業状態であることの確認を受けることにより、受給資格者証が交付され、基本手当が支給されます。

3 - 3 就労支援

(1) 制度の概要

ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等が連携し、障害者の雇用の促進と安定に取り組んでいます。

(2) 制度に関する窓口

(4) の (ア) (イ) の事業：お近くのハローワーク（公共職業安定所）

(4) の (ウ) (エ) の事業：長野障害者職業センター

TEL 026-227-9774

(3) 制度が利用できる方

身体障害、知的障害、精神障害のある方

(4) 制度が適用される範囲・内容

○都道府県労働局・ハローワークによる支援

(ア) 仕事と障害者のマッチング等に係る支援

求人受理、職業紹介	求人の申込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障害者を紹介するように努めます。
障害者試行雇用 (トライアル雇用) 事業	事業主と有期雇用契約を締結し、3か月間の試行雇用を行います。雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深めます。事業主には障害者1人につき、1か月40,000円の奨励金が支給されます。
精神障害者ステップ アップ雇用	求職精神障害者が事業主と有期雇用契約を締結し、短時間就労（週10時間以上）から始め、一定の期間（3か月以上12か月以内）をかけて試行雇用を行います。雇用に対する不安を軽減し、事業主と精神障害者の相互の理解を深めます。事業主には精神障害者1人につき、1か月25,000円の奨励金が支給されます。

(イ) 障害者の雇入れに対する助成

特定求職者雇用開発 助成金	ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し、支払った賃金の一部を一定期間助成します。
障害者初回雇用奨励 金（ファースト・ス テップ奨励金）	障害者雇用経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56～300人規模の中小企業）がハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を初めて継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に奨励金が支給されます。

○（独）高齢・障害者雇用支援機構による支援

(ウ) 雇用管理等に係る専門的、技術的援助

ジョブコーチ (職場適応援助者) による支援	知的障害者、精神障害者等が円滑に職場に適應することができるよう、ジョブコーチが事業所を訪問し個別にご本人や事業主、職場の従業員に対して、職場でのコミュニケーションや仕事の進め方の改善等について、障害特性を踏まえたサポートやアドバイスを行い、職場適応と雇用管理を支援します（1～7か月間）。
------------------------------	--

(エ) 職場環境の整備等に対する助成

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金	<p>障害者を雇い入れたり雇用を継続するために、職場環境の整備や適切な雇用管理について、次のような措置を講じた場合、費用の一部を助成します。</p> <p>例：作業を容易にするための施設・設備の設置・整備／業務の遂行や職場適応を援助する者の配置や委嘱（職場介助者、手話通訳、医師、職業コンサルタント等）／障害者に配慮された住宅の購入や賃借／通勤のためのバス・自動車の購入や駐車場の賃借障害者の雇用促進のための主な支援</p>
---------------------	--

(5) その他

○関係機関

ハローワーク	<p>就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。</p>	<p>一覧は P96</p>
長野障害者職業センター	<p>障害のある方の雇用の促進と職業の安定を目的に、ハローワークや地域の支援機関と連携し、障害のある方や事業主に対し、就職や職場定着のための相談や職業能力や適性などを明らかにする職業評価や職業リハビリテーション計画の提案をしたり、就職や職業生活に必要な働くリズム、ビジネスマナー、対人技能、作業遂行力、ストレス管理などを身につけていただくために、職業準備支援をおこなっています。</p>	<p>〒380 - 0935 長野市中御所 3 - 2 - 4 TEL 026 - 227 - 9774 FAX 026 - 224 - 7089</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。</p>	<p>一覧は P92 ~ 95</p>

3 - 4 障害者雇用納付金制度 / 障害者雇用調整金など（事業主の方へ）

(1) 制度の概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、事業主は、常時雇用している労働者数の 2.0%以上 (H25. 4. 1. ~) の障害者を雇用しなければなりません。

(2) 制度に関する窓口

長野高齢・障害者雇用支援センター TEL：026-269-0366
 長野障害者職業センター TEL：026-227-9774

(3) 制度が利用できる方

対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害のある方、重度身体障害者、重度知的障害者

(4) 制度が適用される範囲・内容

(ア) 障害者雇用納付金制度

法定雇用率を未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

(イ) 障害者雇用調整金の支給

常時雇用している労働者数が200人を超える事業主で障害者雇用率(2.0%)を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給されます。

(ウ) 報奨金の支給

常時雇用している労働者数が200人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数(各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円を乗じて得た額の報奨金が支給されます。

4 介護に関する制度

4 - 1 介護保険サービス

(1) 制度の概要

介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、市町村等の要介護認定を受けて、介護などのサービスを受けることができる制度です。

(2) 制度に関する窓口

市町村(介護保険担当窓口)

(3) 制度が利用できる方

介護保険制度に加入し、被保険者となる方

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	・65歳以上の方	・40歳以上65歳未満で、医療保険に加入している方
保険の給付を受ける方	・寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする方 ・家事など日常生活に支援が必要な方	・初老期認知症、脳血管疾患、がん末期など、老化に起因する一定の疾病により介護や支援が必要となった方

(4) 制度が適用される範囲・内容

介護保険で利用できるサービスの種類

在宅サービス	
介護サービス（要介護1～5の方）	予防サービス（要支援1・2の方）
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭を訪問するサービス 訪問介護（ホームヘルプ）、 訪問入浴、訪問看護、 訪問リハビリテーション ○日帰りで通うサービス 通所介護（デイサービス）、 通所リハビリテーション（デイケア） ○施設への短期入所（ショートステイ） ○福祉用具の貸与・購入、住宅の改修 ○特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム等） ○介護サービス計画（ケアプラン）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭を訪問するサービス 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）、 介護予防訪問入浴、介護予防訪問看護、 介護予防訪問リハビリテーション ○日帰りで通うサービス 介護予防通所介護（デイサービス）、 介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ○施設への短期入所（ショートステイ） ○福祉用具の貸与・購入、住宅の改修 ○介護予防特定施設入居者生活介護 （介護付き有料老人ホーム等） ○介護予防ケアプランの作成
地域密着型サービス	施設サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ○小規模な介護付き有料老人ホーム等 （定員29人以下） ○小規模な特別養護老人ホーム （定員29人以下） 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設（療養病床等） <p>※要支援者は利用できません</p>

(5) 制度を利用するための手続き

○要介護（要支援）の認定

介護保険の給付を受けるためには、市町村（保険者）による「要介護」または「要支援」の認定を受ける必要があります。

認定は、

- (ア) 被保険者は市町村に申請し、
- (イ) 市町村が被保険者の心身の状況を調査するとともに、主治医の意見を聞き、
- (ウ) その調査結果等をもとに介護認定審査会（広域連合）で審査・判定を行い、

- (エ) 市町村は介護認定審査会の審査・判定にもとづき認定を被保険者に通知します。
- ・原則として申請から 30 日以内に認定結果が通知されます。
 - ・初回認定の有効期間は、原則として 6 か月です。
 - ・認定結果について疑問等がある場合は、市町村の窓口で説明を受けてください。

○利用の申し込み

(ア) 在宅でのサービス

要介護の認定を受けた方は、利用するサービスを盛り込んだケアプラン（介護サービス計画）の作成をケアマネジャー（居宅介護支援事業所の介護支援専門員）に依頼します。ケアプランは、市町村へ相談の上、自分で作成することもできます。

ケアプランは、要介護度ごとの限度額の範囲内で自由にサービスを組み合わせることができ、ケアマネジャーが本人の状態や希望に基づいて、サービスを提供する事業者等と連絡調整して作成します。

要支援の認定を受けた方は、お住まいの市町村の地域包括支援センターで介護予防のケアプランを作成してもらいます。

本人の状態に即した自立支援を目指すケアプランに基づいてサービスが提供され、一定期間後に効果の評価が行われます。

(イ) 施設への入所

介護保険施設への入所を希望するときは、直接施設へ申し込むか、居宅介護支援事業所から紹介を受けます。お住まいの市町村の地域包括支援センターでも、ご相談に応じています。

(ウ) 居宅介護支援事業者などの情報

お住まいの地域で利用できる「居宅介護支援事業所」や「サービス提供事業所」の情報は、市町村の介護保険担当課や地域包括支援センターへお問い合わせください。

(6) 制度を利用する際の自己負担額

介護保険のサービスを受けた時は、原則として費用の 1 割を利用者に負担していただきます。

なお、家計への影響に配慮して、負担が著しく高額とはならないように、自己負担額の合計額が一定額（所得により 15,000 円～ 37,200 円）を超えた場合は超えた分が払い戻されます。（高額介護（予防）サービス費）

負担限度額は、市町村（保険者）で認定してもらう必要がありますので、お住まいの市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

利用者負担段階

利用者負担段階		対 象 者
負担限度額あり	第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
	第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税であって、 合計所得金額＋課税年金収入額 ≤ 80 万円／年を満たす者
	第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第 2 段階該当者以外の者 ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある者

第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税本人非課税者 ・市町村民税課税者
------	---

(7) 制度を継続して利用する際の手続き

介護認定の更新

認定には有効期間があり、新規は原則として6か月です。期間終了後もサービスを利用する場合は、更新手続きをします（市町村から連絡がきます）。

介護度が変化する可能性が低いと判断された場合は、最大で24か月延長できます。

途中でも心身の状態に変化があれば、認定の変更が可能です。

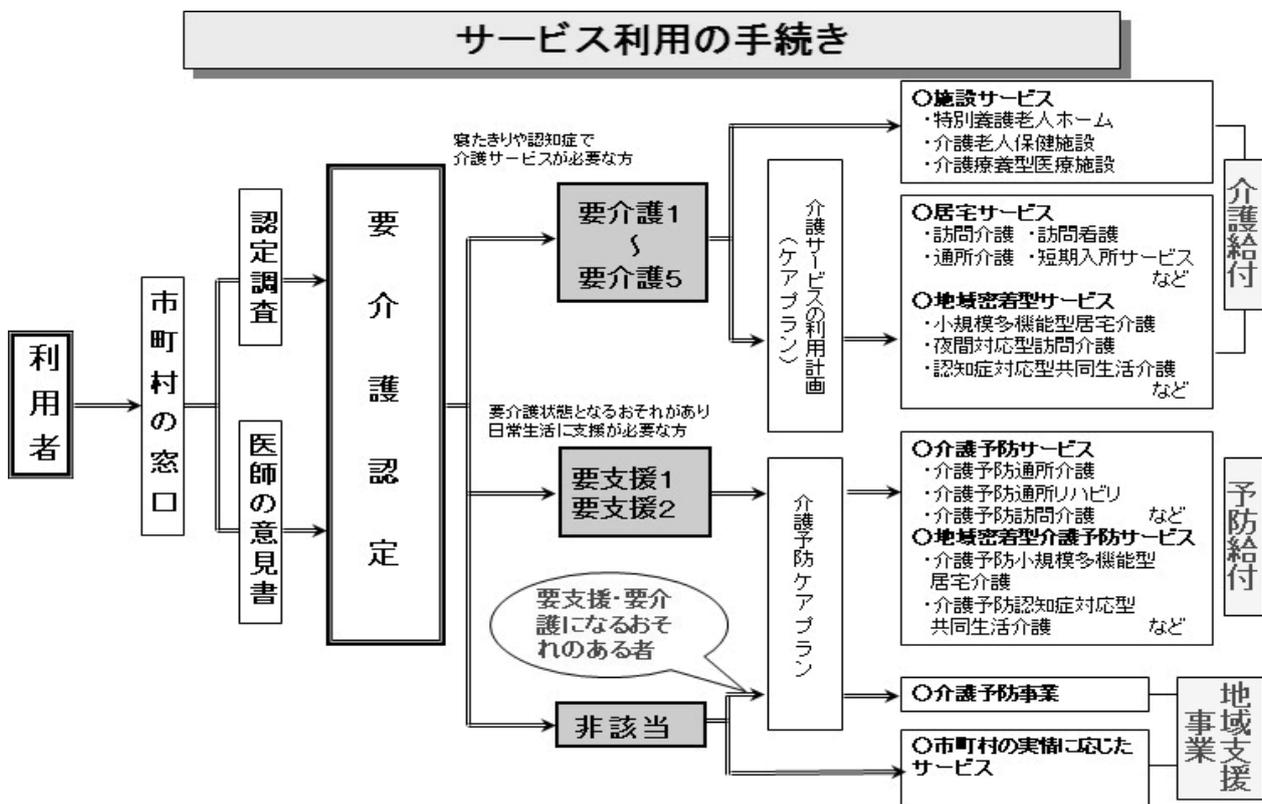
(8) その他

【要介護・要支援とは】

入浴、排せつ、食事等、日常生活での基本的な動作について、常時の介護や支援が必要であると見込まれる状態をいいます。

介護の必要な程度に応じて区分され（要支援状態区分1～2、要介護状態区分1～5）、その区分に応じた介護（予防）給付を受けることができます。

なお、第2号被保険者の方は、要介護等の状態の原因となった心身の障害が、がん末期や初老期認知症、脳血管疾患等の老化に起因する16種類の特定疾病に該当する方のみ、要介護・要支援の認定を受けることができます。



5 経済的援助に関する制度

5 - 1 障害基礎年金

(1) 制度の概要

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

(2) 制度に関する窓口

市町村（国民年金担当窓口）

なお、初診日が国民年金第3号被保険者期間中の場合は、お近くの年金事務所になります。

(3) 制度が利用できる方、制度が適用される範囲・内容

平成 24 年度年金額（定額）	983,100 円（1 級）								
	786,500 円（2 級）								
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること ○初診日の属する月の前々月までの直近1年間の被保険者期間に、保険料の未納期間がないこと ○20歳前に初診日がある場合 								
障害認定時	<ul style="list-style-type: none"> ○初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内にその傷病が治った日（これを「障害認定日」といいます。）において、1級または2級の障害の状態にあること ○65歳に達するまでの間に、1級または2級の障害の状態にあること 								
年金額	<p>平成 24 年度</p> <p>【1 級】 786,500 円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>【2 級】 786,500 円 + 子の加算</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>子の加算</td> <td>第1子・第2子</td> <td>各</td> <td>226,300 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3子以降</td> <td>各</td> <td>75,400 円</td> </tr> </table> <p>[子とは次の者に限る]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子 ● 20歳未満で障害等級1級または2級の障害者 	子の加算	第1子・第2子	各	226,300 円		第3子以降	各	75,400 円
子の加算	第1子・第2子	各	226,300 円						
	第3子以降	各	75,400 円						

障害認定日

「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、請求する傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日又は1年6か月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。

5-2 障害厚生年金

(1) 制度の概要

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

(2) 制度に関する窓口

お近くの年金事務所

年金事務所では、「予約制による年金相談」や「予約制による出張年金相談」を実施している事務所もあります。詳しくは、各事務所に確認のうえ、お申込みください。

事務所名	連絡先	予約相談案内
飯田年金事務所	0265-22-3641	予約相談
伊那年金事務所	0265-76-2301	
岡谷年金事務所	0266-23-3661	予約相談
小諸年金事務所	0267-22-1080	予約相談
街角の年金相談センター 長野	026-226-8580	
長野北年金事務所	026-244-4100	予約相談
長野南年金事務所	026-227-1284	
松本年金事務所	0263-32-5821	予約相談

(3) 制度が利用できる方、制度が適用される範囲・内容

支給要件	○厚生年金保険加入期間中に初診日がある病気やケガの場合で、障害基礎年金の支給要件を満たしていること
障害認定時	○障害基礎年金と同じ
年金額	平成 24 年度 【1級】（報酬比例の年金額）× 1.25 + 配偶者の加給年金額 【2級】（報酬比例の年金額）+ 配偶者の加給年金額 【3級】（報酬比例の年金額） ※最低保障額 589,900 円 配偶者の加給年金額・・・226,300 円 ※1級または2級に該当するときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受け取れます。

(4) その他

○認定の方法

障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行います。

ただし、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合又は傷病名と現症あるいは日常生活状況等との間に医学的知識を超えた不一致の点があり整合性を欠く場合には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行います。

また、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集します。

○事後重症による年金

「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかった場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに、政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、かつ、65歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金のことです。

○国民年金・厚生年金保険 障害認定基準

精神の障害については、次のとおりです。

令別表	障害の程度	障害の状態
国民年金	1 級	<p>高度の認知症、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なため、常時の介護が必要なもの</p> <p>例) 身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。</p>
	2 級	<p>認知症、人格変化、その他の精神神経症状が著明なため、日常生活が著しい制限を受けるもの（必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。）</p> <p>例) 家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。</p>
厚生年金	3 級	<p>精神に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p> <p>精神に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの</p>
	障害手当金	<p>精神に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</p>

5 - 3 特別障害者手当

(1) 制度の概要

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当が支給されます。

(2) 制度に関する窓口

市町村の窓口

(3) 制度が利用できる方、制度が適用される範囲・内容

支給要件	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。				
支給月額	26,260円				
支払時期	特別障害者手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。				
所得制限	受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。				
	(単位：円、平成14年8月以降適用)				
	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

5 - 4 生活保護制度

(1) 制度の概要

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

(2) 制度に関する窓口

現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。
福祉事務所は、市部では市が、町村部では県が設置しています。

(3) 制度が利用できる方

○生活保護を受けるための要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提でありまた、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

資産の活用とは

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等し生活費に充ててください。

能力の活用とは

働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。

あらゆるものの活用とは

年金や手当など他の制度で給付を受けることができる場合は、まずそれらを活用してください。

扶養義務者の扶養とは

親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。

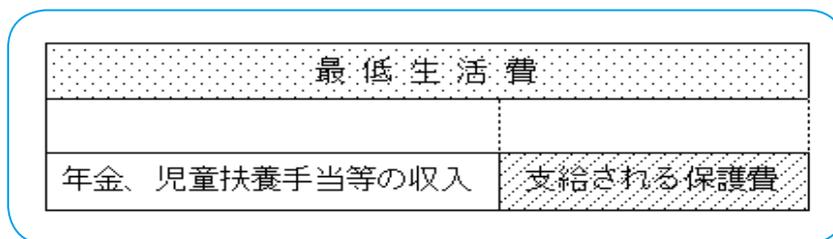


そのうえで、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。

(4) 制度が適用される範囲・内容

○支給される保護費

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

○保護の種類と内容

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1) 食費等の個人的費用 (2) 光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給

医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

(5) 制度を利用するための手続き

(ア) 相談・申請

お住まいの地域の福祉事務所（生活保護担当窓口）にご相談ください。

また、生活保護の申請は、ご本人か同居の家族、または親族の方が申請してください。

福祉事務所では、お困りの状況をお聞きしたうえ、必要な書類についてご説明いたします。

(イ) 実態調査

申請受付後、必要な書類の提出をお願いしたり、必要に応じて健康状態、資産の調査や扶養義務者の方への問い合わせを行います。

また、数日後に福祉事務所の職員が家庭訪問し、生活保護を受ける要件に当てはまるかどうかについての確認をします。

(ウ) 保護の決定・支給開始

申請を受付して調査が終わると、世帯が生活保護を受けられるか、受けられないかを原則として14日以内に決定します。（ただし、調査などで日時がかかる場合は、30日以内に決定することがあります。）

また、生活保護の開始は、原則として申請のあった日以降になります。

5 - 5 生活福祉資金について

(1) 制度の概要

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）や生活費及び一時的な資金の貸付けを行います。

(2) 制度に関する窓口

地区担当民生委員又はお住まいの市町村社会福祉協議会へご相談ください。

(3) 制度が利用できる方

制度の利用により自立が見込まれる低所得世帯。

低所得世帯

収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含む。

ただし、雇用保険失業者給付、訓練・生活支援給付金、生活保護、年金など、他の公的給付等を受けている場合は、対象となりません。

(4) 制度が適用される範囲・内容

○資金費目と内容

資金費目	貸付限度額	据置期間	貸付利子
生活支援費	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※原則 3 か月、最長 1 年間	最終貸付日から 6 か月以内	連帯保証人・有 ⇒無利子
住居入居費	40 万円以内	貸付の日（生活支援費と合わせて貸付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から 6 か月以内	連帯保証人・無 ⇒年利 1.5%
一時生活再建費	60 万円以内		

○償還期間 20 年以内

6 その他の制度

6 - 1 税金の控除

6 - 1 - 1 障害者控除・特別障害者控除

(1) 制度の概要

税額の計算の基礎となる所得から所得控除として、区分により一定額が控除されます。

(2) 制度に関する窓口

所得税・・・税務署（給与所得者の場合は、勤務先の給与担当）

県民税・市町村民税（住民税）・・・市町村税務担当課（給与所得の場合は勤務先の給与担当）

(3) 制度が利用できる方

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(4) 制度が適用される範囲・内容

控除できる金額は障害者一人について 27 万円

特別障害者に該当する場合は 40 万円

控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は 75 万円です。

6 - 1 - 2 医療費控除

(1) 制度の概要

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

(2) 制度に関する窓口

税務署

(3) 制度が利用できる方

医療費控除の対象となる医療費の要件

- (ア) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- (イ) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

(4) 制度が適用される範囲・内容

医療費控除の対象となる金額

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

$$\left(\text{実際に支払った医療費の合計額} - \text{(ア)の金額} \right) - \text{(イ)の金額}$$

- (ア) 保険金などで補てんされる金額

(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

(注) 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

- (イ) 10万円

(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

(5) 制度を利用するための手続き

- (ア) 医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示してください。
- (イ) 給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票（原本）も添付してください。

6 - 1 - 3 国民保険料免除制度（法定免除・申請免除等）

(1) 制度の概要

「障害を負った」、「金銭的に余裕がない」等の理由により、保険料を納付することが出来ない方のために、国民年金保険料を免除する制度です。

(2) 制度に関する窓口

市町村の国民年金係の窓口

(3) 制度が利用できる方、制度が適用される範囲・内容

(ア) 法定免除

被保険者が、生活保護（生活扶助）を受けているとき、または障害基礎年金を受けているときに、届出することにより保険料納付が免除されます。

(イ) 申請免除（全額・一部免除）

- ・収入が少ない場合や、その所得が基準を超えていても失業（雇用保険制度の離職票、受給資格者証のいずれかを添付する。）や、災害等による甚大な被害を受けたとき（被害額の証明を添付する。）は、申請することにより、保険料の納付免除を受けることができます。
- ・免除承認期間は7月から翌年6月までの1年間となります。その期間は受給資格を得るための期間（老齢年金をもらうためには、25年以上必要です。）に合算することができます。（一部免除の場合は、減額された保険料を支払った期間に限ります。）

(4) 制度を利用するための手続き

免除を受けるには、本人が申請し、年金事務所の審査、承認を受けて有効になります。

審査の対象となるのは、前年の所得で、学生納付特例は申請者本人、若年者納付猶予は本人と配偶者、申請免除は本人と配偶者、世帯主の所得です。

6 - 2 財産管理

6 - 2 - 1 日常生活自立支援事業

(1) 制度の概要

高齢者や障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業です。

(2) 制度に関する窓口

基幹的社会福祉協議会（19市及び木曾町の20社協）、または、お住まいの市町村社会福祉協議会で相談を受け付けております。

(3) 制度が利用できる方

認知症等で判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等がうまくできない方々が対象になります。

(4) 制度が適用される範囲・内容

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する公共性の高い非営利組織です。相談からサービスの提供にいたるまで、社会福祉協議会の「専門員」「生活支援員」が援助します。

専門員のしごと	悩みごとの相談を受けて、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、契約を交わし、常に利用者との意思疎通をはかり支援をします。
生活支援員のしごと	契約の内容にそって定期的に利用者のところに伺い、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、預貯金の出し入れなどを代行します。

相談の具体的な例

- ・ お金の出し入れなど、日常的な金銭の管理に不安がある。
- ・ 自分の知らないうちに預貯金が引き出されたり、年金が勝手に使われている。
- ・ 通帳や印鑑の保管に不安がある。
- ・ 一人暮らしの生活や将来の生活に不安がある。
- ・ 福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助等をして欲しい。

6 - 2 - 2 成年後見制度

(1) 制度の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方々を、法律的に保護し、支えるための制度です。

家庭裁判所が、判断能力が不十分な方々を援助する人を選ぶことにより、本人を法律的に支援します。

(2) 制度に関する窓口

お住まいの地域の家庭裁判所に後見等の開始審判請求を申し立てます。

申し立てできる方は、本人、配偶者、4親等以内の親族などの方です。

成年後見制度全般に関する手続き案内及び申立て先

裁判所名	所在地・電話番号	管轄区域
長野家庭裁判所	〒380-0846 長野市旭町1108 TEL：026-232-4991	長野市、須坂市、上水内郡、上高井郡、飯山市、中野市、下水内郡、下高井郡
長野家庭裁判所 上田支部	〒386-0023 上田市中央西2-3-3 TEL：0268-22-0003	上田市、千曲市、東御市、小県郡、埴科郡
長野家庭裁判所 佐久支部	〒385-0022 佐久市岩村田1161 TEL：0267-67-2077	佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡
長野家庭裁判所 松本支部	〒390-0873 松本市丸の内10-35 TEL：0263-32-3043	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、大町市、北安曇郡

長野家庭裁判所 諏訪支部	〒 392-0004 諏訪市諏訪 1-24-22 TEL：0266-52-1670	諏訪市、茅野市、岡谷市、諏訪郡
長野家庭裁判所 飯田支部	〒 395-0015 飯田市江戸町 1-21 TEL：0265-22-0003	飯田市、下伊那郡
長野家庭裁判所 伊那支部	〒 396-0026 伊那市西町 4841 TEL：0265-72-2201	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡

(3) 制度が利用できる方、制度が適用される範囲・内容

(ア) 制度の種類

区 分	主 な 特 徴
成年後見	<p>○一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力が全くない場合に行われるもので後見開始の審判とともに、本人を援助する人として成年後見人が選任されます。</p> <p>○成年後見人は、広い範囲の代理権及び取消権を持つので、本人に代わって、福祉サービスの利用契約締結や財産管理を行い、本人が日常生活に困らないよう支援します。</p>
保 佐	<p>○本人の判断能力が失われてはいないものの、特に不十分な場合に行われるものであり、保佐開始の審判とともに、本人を援助する人として保佐人が選任されます。</p> <p>○被保佐人は一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産・自動車等の売買、自宅の増改築等）を、単独で行うことができなくなるため、保佐人は本人の利害に注意しながら、本人の締結しようとする契約等に同意、または、既にしてしまった契約等を取消すことで被保佐人を支援します。</p> <p>○保佐人は特定の事項について代理権を持ちますが、代理権を付け加える場合は、申立ての他に、本人の同意のもとに「代理権付与の申立て」が必要になります。</p>
補 助	<p>○本人の判断能力が不十分な場合に行われるものであり、補助開始の審判とともに、本人を援助する人として補助人が選任されます。</p> <p>○補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様に同意、取り消し又は代理することで支援します。</p> <p>○補助開始の場合は、同意権や代理権の範囲を定めるために、本人の同意のもとに同意権又は代理権付与の申立てが必要になります。</p>

(イ) 成年後見人の業務内容

成年後見人等は、次の行為を代理し、本人がその人らしく生活できるよう支援します。

- ① 福祉サービス利用等の契約の締結や解約、費用の支払い、認定調査の立会い、苦情申立て
- ② 財産（動産・不動産）の管理、売却、賃貸借契約の締結
- ③ 医療契約の締結
- ④ 住居に関する契約の締結、変更、解約
- ⑤ 相続の承認や放棄
- ⑥ 年金などの社会保障給付の受領手続き など

(ウ) 成年後見人ができない行為

成年後見人は、次の行為をすることができません。

- ① 結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為
- ② 医的侵襲（手術等生命・身体に危険を及ぼす可能性のある医療行為）を伴う医療行為に対する同意など

また、次の行為は、成年後見人の職責の範囲外ですので、これらの場合は、地域の他の支援者と連携して本人を支援することとなります。

- ① 施設入所等に当たり、身元保証人や身元引受人になること
- ② 実際に介護を行うなどの事実行為 など

(4) その他

- 平成12年4月に民法改正により新しい成年後見制度が施行される以前は、「禁治産（現在の「後見」に該当）」「準禁治産（現在の「保佐」に該当）」とされ、禁治産の宣告を受けると、本人の戸籍に記載されましたが、現在では戸籍には一切記載されません。
- その代わりに、全国の成年後見登録事務を取扱っている東京法務局に本人の住所、氏名、成年後見人等の氏名等を登録します。

6 - 3 家族や子どもの教育への支援

6 - 3 - 1 介護休業制度

(1) 制度の概要

労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができます（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）。また、事業主は、対象家族を介護する労働者に対して、勤務時間短縮等の措置を講じることとなっています。

(2) 制度に関する窓口

制度に関するお問合せ先：長野労働局雇用均等室 TEL：026-227-0125
 実際の手続き：事業主へ申し出ます。

(3) 制度が利用できる方

介護休業ができる労働者は、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者です。日々雇用される者は対象になりません。

「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、「対象家族」とは配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに労働者が同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫をいいます。

一定の範囲の期間雇用者とは、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当する労働者です。

(ア) 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること

(イ) 介護休業開始予定日から93日を経過する日(93日経過日)を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

(4) 制度が適用される範囲・内容

勤務時間短縮等の措置または、介護休暇の取得ができます。介護休暇の期間は通算して(のべ)93日までです。

(5) 制度を利用するための手続き

休業開始予定日から希望通り休業するには、その2週間前までに申し出ます。

(ア) 事業主への申出

- 介護休業の申出は、休業開始予定日と終了予定日を明らかにして、書面で行うようにしてもらいます。また事業主は、必要な証明書類の提出を求めることができます。
- 申出期限は、休業開始日の2週間前までとされています。

(イ) 休業の申出の撤回

- 休業開始予定日の前日まで、介護休業の申出は撤回できます。
- いったん撤回した場合でも、もう一度に限り、再度の申出ができます。

(ウ) 休業終了予定日の繰下げ

- 休業終了予定日の2週間前の日までに申し出た場合、1回に限り終了予定日の繰下げができます。ただし、休業期間は最長93日以内です。

6 - 3 - 2 就学援助

(1) 制度の概要

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など就学にかかる費用の一部を援助する制度です。

(2) 制度に関する窓口

問合せ先： 市町村教育委員会

申請先： 在籍している小・中学校

(3) 制度が利用できる方

- (ア) 生活保護を受けている方（要保護児童・生徒）
- (イ) 生活保護に準じる程度に困窮している方（準要保護児童・生徒）

(4) 制度が適用される範囲・内容

援助の内容（対象経費）

学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、医療費（一部）、校外活動費、修学旅行費等

6 - 3 - 3 奨学金・貸付

(1) 制度の概要

県で高校生等を対象に行っている奨学金制度は、高等学校等奨学金、高等学校等遠距離通学費、高等学校定時制通信制課程修学奨励金の3種類で、貸与月額等は次のとおりです。

(2) 制度に関する窓口

- 在学する高等学校等の奨学金担当者へ相談してください。（募集時期：4月～12月）
 - 高等学校等へ進学を希望者に対する予約募集も行っています。（募集時期：11月～12月）
- 申込手続きは、中学校を通じて行いますので、在学する中学校に相談してください。
- 問合せ先： 長野県高校教育課 TEL：026-235-7428

(3) 制度が利用できる方・制度が適用される範囲・内容

(ア) 高等学校等奨学金

貸与月額	公立 18,000円 私立 30,000円
貸与対象者	次の1から3に掲げる要件を備えている者であること。 1 次のいずれかに該当する者であること。 (1) 生活保護法に規定する被保護者の世帯に属する者 (2) 地方税法の規定により市町村民税が課税されていない世帯又は市町村民税が減免された世帯に属する者 (3) 世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により算定した基準額（年収に換算）の1.5倍以下である世帯に属する者 (4) 学習成績の評定平均値が別に定める学力基準値以上であり、かつ、主たる家計支持者の前年中の収入額が別に定める収入基準額以下である者 (5) 年度の途中で修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者 2 保護者が県内に居住する者であること。 3 高等学校等（注※）に在学する者であること。

	注※ 高等学校等とは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程
償還期間	卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間
利子	無利息
募集時期	4月～12月

(イ) 高等学校等遠距離通学費

貸与月額	通学費等（注※1）の月額に10分の7を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、26,000円を限度とする。
貸与対象者	次の1から4までに掲げる要件を備えている者であること。 1 通学費等（注※1）が月額8,000円以上であること。 2 次のいずれかに該当する者であること。 （1）主たる家計支持者の前年中の収入金額が別に定める収入基準額以下である者 （2）年度途中で通学費等の負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者 3 保護者が県内に居住する者であること。 4 高等学校等（注※2）に在学する者であること。 注※1 通学費等とは交通機関の運賃並びに下宿、借間、寮等の下宿代、借間代、寮費等 ※2 高等学校等とは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程
償還期間	卒業等後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間
利子	無利息
募集時期	4月～12月

(ウ) 高等学校定時制通信制課程修学奨励金

貸与月額	14,000円
貸与対象者	次の1から5までに掲げる要件を備えている者であること。 1 県内の高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学している者又は学校教育法に規定する広域の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有する者。 2 世帯の全収入額（年収）が生活保護法の規定により算定した基準額（年収に換算）の1.5倍以下である世帯に属する者、または、年度途中で修学費用負担者の死亡、疾病、失業又は災害等の理由により生活困難となった者。 3 経常的収入を得る職業に就いている者。 4 長野県高等学校等奨学金の貸与を受けていない者。

	5 通信制課程及び単位制高等学校における定時制課程に在学する者においては、4年以内で卒業までに至る学習計画を有すると認められる者で、年間18単位以上の単位数を履習しているもの。ただし、学校で学年別に履習方法を定めている場合にあっては、それに従い履習している者。
償還期間	退学等後6月据え置き、貸与期間の相当期間（卒業した場合は償還免除）
利子	無利息
募集時期	6月頃

6 - 3 - 4 高校授業料の減免

◆県立高校

(1) 制度の概要

県立高校の授業料は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行された平成22年4月以降、留学や休学など特別の事情がなく標準修業年限を超えて在学する場合等に限って徴収されることになっています。

県では、授業料の徴収対象となった者のうち、生活が困窮し、授業料の支払いが困難な者を対象とした授業料減免制度を設けています。

(2) 制度に関する窓口

各高校または県庁高校教育課TEL：026-235-7428までお問い合わせください。

(3) 制度が利用できる方

対象要件

- (ア) 保護者が生活保護法に規定する要保護者である
- (イ) 保護者の市町村民税が非課税である
- (ウ) 保護者の死亡、障害又は傷病等により生活が苦しい
- (エ) 災害、生業不振、その他の理由により生活が苦しい
- (オ) 母子家庭で生活が苦しい

(4) 制度を利用するための手続き

減免の申請は、保護者と連署した授業料減免申請書に必要書類を添付し、在学する高等学校の事務室に提出してください。申請は随時受け付けています。

◆私立高校

(1) 制度の概要

県では、県内の私立高校に学ぶ生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料と入学金の一部を補助しています。この制度は、奨学金とは異なり、返済する必要はありません。

(2) 制度に関する窓口

情報公開・私学課：TEL 026-235-7058までお問い合わせください。

(3) 制度を利用するための手続き

この授業料軽減助成についての「おしらせ」が、6月頃、在籍する学校から配布されますので、書類を学校が定める期限までに学校へ提出してください。

6 - 3 - 5 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

(1) 制度の概要

奨学金は、大学・大学院・短大・高専・専修学校（専門課程）に在学している方を対象に、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。

(2) 制度に関する窓口

奨学金の申込みは、在学する学校を通して行います。

(3) 制度が利用できる方、制度が適用される範囲・内容

奨学金の種類	
第一種奨学金（無利息）	第二種奨学金（利息付）
利息：無利息 対象：大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）に在学する学生・生徒 選考：特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与します。 貸与月額：学種別・設置者・入学年度・通学形態別に定められています。 ※所得連動返還型無利子奨学金制度 奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は願い出により返還期限を猶予する制度です。	利息：年利3%を上限とする利息付（在学中は無利息） 対象：大学院・大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校（専門課程）の学生・生徒 選考：第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与します。 貸与月額：本人が5種類の貸与月額から自由に選択でき、さらに在学採用の場合は申込年度の4月まで遡って貸与を受けることができます。

Ⅱ 若年性認知症の方を支援する社会資源リスト

このリストの作成にあたり、県では「若年性認知症社会資源把握実態調査」を下記のとおり実施しました。その結果、相談、診療、サービス利用について相談対応可能で、ハンドブック掲載について承諾が得られた機関、施設等を社会資源リストとして掲載しています。

1 調査対象

市町村 (地域包括支援センター)	全数 77 市町村 (地域包括支援センター118 か所含む)
医療機関	①神経内科・脳外科・リハビリテーション科・精神科を標榜する病院 (80) ②認知症サポート医及び認知症相談医が所属する医療機関 (500 機関) の内、平成 23 年度調査で若年性認知症患者の診療経験のある 65 機関 (①の病院 10 含む)
介護保険サービス事業所	約 7,000 施設の内、介護報酬の若年性認知症利用者受入加算届出施設 (1,025 箇所) を持つ 382 法人
障害福祉サービス事業所等	①障害福祉サービス事業所 (669 箇所) ②障害者総合支援センター (10 箇所)

2 調査時期

平成 24 年 8 月 22 日 (水) ~ 9 月 14 日 (金)

平成 24 年 8 月 22 日 (水) ~ 9 月 21 日 (金) * 障害福祉サービス事業所のみ

3 回答数

調査対象	配付	回収	回収率
市町村	77	77	100.0%
医療機関	135	96	71.1%
介護保険サービス事業所	382	224	58.6%
障害福祉サービス事業所	679	143	21.1%

* 障害福祉サービス事業所のみメール配信による

1. 市町村相談窓口

市町村は、若年性認知症を含む認知症についてが一番身近な相談や各種申請の窓口になります。それぞれの窓口で介護保険サービスや障害福祉サービスの申請手続きや利用できるサービスの内容の説明、病気や介護、家族の健康等に関する助言や支援が受けられます。

また、総合窓口を設置している窓口では、介護・福祉・保健医療に関する相談に包括的に応じています。

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
小諸市	高齢社課	○	○	○	○	○	0267-22-1700	〒384-8501 小諸市相生町 3-3-3
	小諸市地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0267-24-1051	〒384-0016 小諸市八幡町 3-1-17
佐久市	高齢者福祉課		○	○		○	0267-62-3157	〒385-8501 佐久市中込 3056
	福祉課				○		0267-62-3147	
小海町	町民課保健係				○	○	0267-92-2525	〒384-1192 南佐久郡小海町豊里 57-1
	町民課地域包括支援センター		○	○	○	○	0267-91-2200	〒384-1192 南佐久郡小海町小海 4487-1
佐久穂町	佐久穂町地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0267-86-1550	〒384-0613 南佐久郡佐久穂町大字高野町 330-5
川上村	保健福祉課	○	①	②	③	④	①② 0267-97-3614 ③④ 0267-97-3600	〒384-1406 南佐久郡川上村大字原 312
南牧村	住民課	○	○	○	○	○	0267-96-2211	〒384-1302 南佐久郡南牧村海ノ口 1051
	南牧村地域包括支援センター		○	○		○	0267-96-1177	
南相木村	住民課		○	○	○	○	0267-78-2121	〒384-1211 南佐久郡南相木村 3525-1
北相木村	住民福祉課	○	○	○	○	○	0267-77-2111	〒384-1201 南佐久郡北相木村 2744

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
軽井沢町	地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0267-44-3333	〒389-0206 北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844-1
御代田町	御代田町地域包括支援センター	○	○				0267-31-2510	〒387-0207 北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1860-17
立科町	立科町地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0267-56-2311	〒384-2305 北佐久郡立科町芦田 2532
上田市	高齢者介護課		○	○		○	0268-23-5140	〒386-8601 上田市大手 1-11-16
	福祉課				○	○	0268-23-5158	
東御市	福祉事務所		○	○	○		0268-64-8888	〒389-0502 東御市鞍掛 197
長和町	長和町地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0268-68-3111	〒386-0602 小県郡長和町長久保 525-1
青木村	地域包括支援センター	○	○	○		○	0268-49-1110	〒386-1601 小県郡青木村大字田沢 3402-1（特別養護老人ホームポートあおき内）
岡谷市	岡谷地域包括支援センター	○	○	○		○	0266-23-2336	〒394-8510 岡谷市幸町 8-1
	諏訪圏域障害者総合支援センターオアシス	○				○	0266-54-7713	〒392-0024 諏訪市小和田 19-3
諏訪市	諏訪市地域包括支援センター		○	○			0266-52-4141	〒392-8511 諏訪市高島 1-22-30
茅野市	茅野市東部保健福祉サービスセンター	○	○	○	○	○	0266-82-0026	〒391-0001 茅野市玉川 4300
	茅野市西部保健福祉サービスセンター	○	○	○	○	○	0266-82-0073	〒391-0013 茅野市宮川 3975
	茅野市中部保健福祉サービスセンター	○	○	○	○	○	0266-82-0107	〒391-0002 茅野市塚原 2-5-45

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
茅野市	茅野市北部保健福祉サービスセンター	○	○	○	○	○	0266-77-3000	〒391-0301 茅野市北山 4808-1
	地域福祉推進課 高齢者・介護保険係		○	○			0266-72-2101 (内) 334~337	〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1
下諏訪町	健康福祉課		○	○			0266-27-1111 (内) 236・237	〒393-0087 諏訪郡下諏訪町 4613-8
富士見町	住民福祉課介護高齢者係		○	○			0266-62-9133	〒399-0292 諏訪郡富士見町落合 10777
	住民福祉課社会福祉係				○		0266-62-9144	
	住民福祉課保健予防係					○	0266-62-9134	
原村	原村保健福祉課	○	○	○	○	○	0266-79-7703 0266-79-7092	〒391-0104 諏訪郡原村 6649-3 原村地域福祉センター内
	原村地域包括支援センター	○	○	○		○	0266-70-1200	〒391-0108 諏訪郡原村 13220-1 老健さくらの内
伊那市	高齢者福祉課 地域包括支援センター	○	○	○		○	0265-78-4111 (内) 2364	〒396-8617 伊那市下新田 3050
駒ヶ根市	保健福祉課	○	○	○	○	○	0265-81-6695 0265-83-2443	〒399-4192 駒ヶ根市赤須町 20-1
辰野町	辰野町地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0266-41-1111	〒399-0427 上伊那郡辰野町中央 1
	保健福祉課	○	○	○	○	○	0266-41-1111	
箕輪町	箕輪町役場保健福祉課 福祉係	○	○	○	○	○	0265-70-6622	〒399-4695 上伊那郡箕輪町大字中箕輪 10298
飯島町	保健センター	○			○	○	0265-86-3111 (内) 189・199	〒399-3797 上伊那郡飯島町飯島 2537
	地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0265-86-3111 (内) 197	
南箕輪村	住民福祉課		○	○	○	○	0265-72-2105	〒399-4592 上伊那郡南箕輪村 4825-1

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
中川村	中川村地域包括支援センター		○	○			0265-88-6177	〒399-3801 上伊那郡中川村大草 4038-3
宮田村	宮田村地域包括支援センター		○	○	○	○	0265-85-4128	〒399-4301 上伊那郡宮田村 7027-1
飯田市	飯田市基幹包括支援センター	○	○	○	○	○	0265-56-1587	〒395-0031 飯田市銀座 3-7 堀端ビル 2 階
	(いいだ、かなえ、かわじ、南信濃) 地域包括支援センター	○	○	○		○	0265-56-1595 (いいだ包括)	
	飯田市保健センター					○	0265-22-4511	〒395-8501 飯田市大久保町 2534
	飯田市介護高齢課福祉課		○		○		0265-22-4511	〒395-0044 飯田市本町 1-15
松川町	保健福祉課		○	○	○	○	0265-36-7022	〒399-3303 下伊那郡松川町元大島 3823
	地域包括支援センター		○	○	○	○	0265-36-6800	
高森町	地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0265-35-9412	〒399-3193 下伊那郡高森町下市田 2183-1
阿南町	民生課 健康支援係		○	○	○	○	0260-22-4051	〒399-1511 下伊那郡阿南町東條 58-1
	民生課 福祉係		○	○	○	○	0260-22-4051	
	地域包括支援センター	○					0260-22-4051	
阿智村	自立生活支援センター	○	○	○	○	○	0265-45-1140	〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場 483
平谷村	平谷村地域包括支援センター		○			○	0265-48-2211	〒395-0601 下伊那郡平谷村 354 平谷村役場
	住民課			○	○		0265-48-2211	
根羽村	根羽村役場住民課	○	○	○	○	○	0265-49-2111	〒395-0701 下伊那郡根羽村 1762
下條村	福祉課福祉係	○	○	○	○	○	0260-27-1231	〒399-2102 下伊那郡下條村陽阜 1 いきいきらんど下條

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
売木村	住民課		○	○	○	○	0260-28-2311	〒399-1601 下伊那郡売木村 968-1
天龍村	住民課健康支援係		○	○		○	0260-32-2001	〒399-1201 下伊那郡天龍村平岡 878
	住民課住民福祉係			○	○		0260-32-2001	
泰阜村	泰阜村地域包括支援センター		○	○	○	○	0260-26-2111	〒399-1895 下伊那郡泰阜村 3236-1
喬木村	健康福祉課包括支援係		○	○		○	0265-33-1120	〒395-1107 下伊那郡喬木村 6664
豊丘村	豊丘村地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0265-35-9064	〒399-3295 下伊那郡豊丘村神稲 3210
大鹿村	保健福祉課	○	○	○	○	○	0265-39-2001	〒399-3502 下伊那郡大鹿村大河原 354
上松町	住民福祉課福祉係		○	○	○		0264-52-5550	〒399-5607 木曾郡上松町小川 1658-1
	住民福祉課保健衛生係					○	0264-52-2825	
	住民福祉課上松町地域包括支援センター		○	○		○	0264-52-5550	
南木曾町	住民課地域包括支援センター		○	○	○	○	0264-57-2001	〒399-5301 木曾郡南木曾町読書 3668-1
木曾町	木曾町地域包括支援センター	○	○	○		○	0264-22-4035	〒397-0001 木曾郡木曾町福島 5764-5
	保健福祉課	○			○		0264-22-4035	
木祖村	木祖村役場 住民福祉課		○	○	○	○	0264-36-2001	〒399-6201 木曾郡木祖村大字藪原 1191-1
王滝村	王滝村保健福祉センター	○	○	○	○	○	0264-48-3155	〒397-0201 木曾郡王滝村 2830-1
大桑村	住民課福祉係				○		0264-55-3080	〒399-5503 木曾郡大桑村大字長野 2778
	住民課地域包括支援センター		○	○		○	0264-55-4022	

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に 関すること		
松本市	健康福祉部高齢福祉課	○	○	○			0263-34-3214	〒390-8620 松本市丸の内 3-7
	中央地域包括支援センター	○	○	○			0263-34-3237	
	西部地域包括支援センター	○	○	○			0263-78-3004	〒390-1702 松本市梓川梓 2288-3 (梓川保健センター内)
	北部地域包括支援センター	○	○	○			0263-34-8511	〒390-0803 松本市元町 3-7-1 (ふくふくらいず内)
	南東部地域包括支援センター	○	○	○			0263-85-7351	〒399-0026 松本市寿中 2-20-1 (真寿園内)
	東部地域包括支援センター	○	○	○			0263-36-3703	〒390-0221 松本市里山辺 910-1 (うつくしの里内)
	四賀部地域包括支援センター	○	○	○			0263-64-3114	〒399-7402 松本市会田 1001-1 (四賀支所内)
	河西部地域包括支援センター	○	○	○			0263-48-6361	〒390-0851 松本市島内 4970-1 (島内公民館内)
	南西部地域包括支援センター	○	○	○			0263-27-5138	〒390-0833 松本市双葉 4-16 (総合社会福祉センター内)
	健康福祉部障害・生活支援課(精神障害者としての対応)					○	0263-34-3212	〒390-8620 松本市丸の内 3-7
塩尻市	塩尻市中央地域包括支援センター		○	○			0263-52-0280	〒399-0786 塩尻市大門 7-3-3
	塩尻市北部地域包括支援センター		○	○			0263-88-3314	〒399-0702 塩尻市広丘野村 2163
	市民環境事業部健康づくり課					○	0263-52-0280	〒399-0786 塩尻市大門 7-3-3
	福祉事業部福祉課				○	0263-52-0280		
安曇野市	地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0263-81-1622	〒399-8303 安曇野市穂高 9181
麻績村	住民課	○	○	○	○	○	0263-67-3001	〒399-7701 東筑摩郡麻績村麻 3837

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
生坂村	健康福祉課 (健康管理センター)	○	○	○	○	○	0263-69-3500	〒399-7201 東筑摩郡生坂村 6043-1
山形村	保健福祉課	○	○	○	○	○	0263-97-2100	〒390-1301 東筑摩郡山形村 4520-1
朝日村	朝日村地域包括支援センター		○				0263-99-2251	〒390-1104 東筑摩郡朝日村大字古見 1286
筑北村	住民福祉課	○	○	○	○	○	0263-66-2111	〒399-7501 東筑摩郡筑北村西条 4195
	筑北村地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0263-66-2111	
大町市	福祉課 大町市地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0261-22-0420 (内)416・417	〒398-8601 大町市大町 3887
池田町	福祉課地域包括支援センター	○	○	○		○	0261-61-5000	〒399-8601 北安曇郡池田町大字池田 2005-1
	福祉課福祉係				○	○	0261-61-5000	
松川村	松川村地域包括支援センター		○	○		○	0261-62-3290	〒399-8501 北安曇郡松川村 64-1
	福祉課福祉係				○		0261-62-3290	
白馬村	住民福祉課	○	○	○	○	○	0261-72-5000	〒399-9393 北安曇郡白馬村大字北城 7025
	白馬村地域包括支援センター		○	○	○	○	0261-72-6667	
小谷村	住民福祉課福祉係	○			○	○	0261-82-2582	〒399-9494 北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131
	地域包括支援センター	○	○	○			0261-82-3135	
長野市	(介護保険課) 中部地域包括支援センター (長野市役所内)		○				026-224-7174	〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町 1613
	(介護保険課) 中部地域包括支援センター (信州新町支所)		○				026-262-4791	〒381-2405 長野市信州新町 1000-1
	(介護保険課) 中部地域包括支援センター (中条支所)		○				026-268-3005	〒381-3203 長野市中条 2549-2

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
長野市	(介護保険課) 南部地域包括支援センター		○				026-292-3358	〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 281-1 (篠ノ井支所内)
	(介護保険課) 地域包括支援センター 一博愛の園		○				026-256-6530	〒381-0064 長野市浅川東条 295-5
	(介護保険課) 地域包括支援センター ケアポート三輪		○				026-235-2215	〒380-0803 長野市三輪 5-43-20
	(介護保険課) 地域包括支援センター 一安茂里		○				026-226-3895	〒380-0941 長野市安茂里 1775
	(介護保険課) 地域包括支援センター コンフォート岡田		○				026-254-5250	〒381-0025 長野市北長池 935
	(介護保険課) 地域包括支援センター コスモス		○				026-284-2166	〒381-0017 長野市小島田町 449
	(介護保険課) 地域包括支援センター ケアプラザわかほ		○				026-282-1631	〒381-0103 長野市若穂川田 1830
	(介護保険課) 地域包括支援センター ニチイケア高田		○				026-269-0666	〒381-0034 長野市高田 1031-1
	(介護保険課) 地域包括支援センター 若槻ホーム		○				026-296-3303	〒381-0086 長野市田中 1464-1
	(介護保険課) 地域包括支援センター 星のさと		○				026-261-1588	〒381-2235 長野市篠ノ井小松原 2359-25
	(介護保険課) 地域包括支援センター 芹田		○				026-217-5650	〒380-0921 長野市大字栗田 732-1
	高齢者福祉課			○			高齢者福祉課 026-224-5029 篠ノ井分室 026-292-2590	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 281-1
	長野市保健所健康課					○	026-226-9960	〒380-0928 長野市若里 6-6-1

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
長野市	北部保健センター					○	026-259-2088	〒380-0802 長野市上松 4-40-6
	三陽保健センター					○	026-259-3434	〒381-0031 長野市大字西尾張部 1124-6
	吉田保健センター					○	026-263-7361	〒381-0043 長野市吉田 3-22-41
	東部保健センター					○	026-295-3330	〒381-0006 長野市大字富竹 1570-1
	西部保健センター					○	026-224-1101	〒380-0941 長野市大字安茂里 1777-1
	犀南保健センター					○	026-293-8080	〒381-2223 長野市里島 62
	真島保健センター					○	026-286-1010	〒381-2204 長野市真島町真島 1361-22
	松代保健センター					○	026-278-0021	〒381-1221 長野市松代町東条 3580-1
	豊野保健センター					○	026-257-5871	〒389-1105 長野市豊野町豊野 624-2
	戸隠保健センター					○	026-254-3800	〒381-4102 長野市戸隠豊岡 1550
	鬼無里保健センター					○	026-256-3159	〒381-4302 長野市鬼無里日影 2750-1
	大岡保健センター					○	026-266-3110	〒381-2703 長野市大岡乙 254-1
	障害福祉課					○	障害福祉課 026-224-5030 篠ノ井分室 026-292-2590	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 281-1
須坂市	地域包括支援センター（認知症に関する相談窓口）	○	○	○	○	○	026-245-4566	〒382-8511 須坂市大字須坂 1528-1
千曲市	保健センター精神保健係					○	026-273-1111	〒387-8511 千曲市大字杭瀬下 84
	更埴地域包括支援センター業務係		○	○			026-273-1111	

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
千曲市	戸倉上山田地域包括支援センター		○	○			026-214-7780	〒389-0821 千曲市上山田温泉 4-5-1
	高齢福祉課介護保険係		○				026-275-0004	〒389-0892 千曲市大字戸倉 2388
	福祉課障害支援係				○		026-275-0004	
坂城町	坂城町地域包括支援センター		○	○		○	0268-81-3588	〒389-0605 埴科郡坂城町大字上平 1334-4
	坂城町役場福祉課					○	0268-82-3111 (内)132	〒389-0692 埴科郡坂城町大字坂城 10050
	坂城町保健センター					○	0268-82-3111 (内)511	
小布施町	在宅介護支援センター	○	○	○			026-242-6680	〒381-0209 上高井郡小布施町大字小布施 860-イ
	健康福祉部門福祉グループ		○			○	026-214-9108	〒381-0297 上高井郡小布施町大字小布施 1491-2
	健康福祉部門健康グループ					○	026-214-9107	
高山村	村民生活課福祉係		○	○	○		026-242-1200	〒382-0821 上高井郡高山村大字牧 130-1
	村民生活課保健予防係					○	026-242-1200	高山村保健福祉総合センター
信濃町	信濃町住民福祉課 国保介護保険係		○				026-255-4214	〒389-1392 上水内郡信濃町大字柏原 428-2
	地域包括支援センター		○	○			026-255-3112	
	福祉・男女共同参画係			○	○		026-255-1179	
	保健予防係				○	○	026-255-3112	
飯綱町	地域包括支援センター	○	○	○	○	○	026-253-2485	〒389-1293 上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1

市町村	相談窓口	総合窓口	相談内容				問合せ先電話番号	所在地
			介護保険	高齢者福祉	障害福祉	病気や医療に関すること		
小川村	住民福祉課		○	○	○		026-269-2323	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府 8800-8
	保健センター		○	○	○	○	026-269-2104	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府 13450-1
	小川村社協		○	○	○		026-269-2255	〒381-3302 上水内郡小川村大字高府 8553
中野市	高齢者支援課		○	○		○	0269-22-2111 (内) 366	〒383-8614 中野市三好町1-3-19
飯山市	飯山市地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0269-62-3111	〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1
山ノ内町	山ノ内町地域包括支援センター	○	○				0269-33-8411	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平 穩3371-2
	健康福祉課福祉係	○			○		0269-33-3116	〒381-0498 下高井郡山ノ内町大字平 穩3352-1
木島平村	木島平村地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0269-82-4771	〒389-2392 下高井郡木島平村大字往 郷973-1
	健康福祉課福祉医療係	○	○	○	○	○	0269-82-3111 (内) 123	
野沢温泉村	野沢温泉村地域包括支援センター	○	○	○	○	○	0269-85-4701	〒389-2592 下高井郡野沢温泉村大字 豊郷9817
栄村	住民福祉課介護支援係		○	○			0269-87-3301	〒389-2702 下水内郡栄村大字北信 3601-5
	住民福祉課健康増進係				○	○	0269-87-3301	

2. 市町村事業等

【若年性認知症の方も利用できる市町村事業】

市町村では、若年性認知症の方や家族が利用できるリハビリテーション等の教室、健康や介護相談会、介護者の交流会等を行っています。開催時期や活動内容が未定または不定期の事業がありますので、直接お問合せください。

市町村	名称	実施日	活動内容	問合せ先
佐久市	認知症高齢者介護者座談会	毎月実施	介護者同士の交流・意見交換などを行う	福祉部高齢者福祉課 0267-62-3157
	介護予防ふれあい脳トレコース	月2回	音楽療法・レクリエーション	福祉部高齢者福祉課 0267-62-3157
	精神デイケア	毎月実施	季節の行事、調理実習等	市民健康部健康づくり推進課 0267-62-3189
佐久穂町	介護者のつどい	年3回	介護者座談会当事者の調理実習	地域包括支援センター 0267-86-1550
	精神保健福祉相談	年4回	精神科専門医又は精神保健福祉士による相談	地域包括支援センター 0267-86-1550
南牧村	認知症講演会	年1回	一般住民及び介護者に対し、認知症を理解していただくための講演	南牧村地域包括支援センター 0267-96-1177
御代田町	認知症相談窓口	年3回	認知症高齢者や若年性認知症で家族や援助者が困惑している事例について、本人・家族・援助者に対し専門医（精神科医）から適切な助言を受けることができる	御代田町地域包括支援センター 0267-31-2510
立科町	物忘れ相談会	年6回（予定）	個別相談会	立科町役場町民課、福祉係 0267-56-2311
上田市	もの忘れ、認知症相談	不定期（48回/年程度）	認知症高齢者とその家族を支える個別相談会	上田市役所 高齢者介護課 0268-23-5140
長和町	認知症の専門相談	年3回	家族の方への相談に専門家が応じる	長和町地域包括支援センター 0268-68-3111

市町村	名称	実施日	活動内容	問合せ先
長和町	もの忘れ相談	毎月(第3水曜日午前)	もの忘れが心配な方や家族からの相談	地域包括支援センター/社会福祉協議会 0268-88-3069
	家族介護者交流事業	年3回	介護者相互の交流・学習・相談を行う	地域包括支援センター/社会福祉協議会 0268-88-3069
伊那市	ひまわり会	【伊那会場】 毎週金曜日 午後1:30~3:00 【高遠会場】 毎週木曜日 午前10:00~12:00	体操・調理実習・脳トレ・音楽療法・レクリエーション等	【伊那会場】 高齢者福祉課 高齢者保健係 0265-78-4111 (内)2357 【高遠会場】 高遠町総合支所 保健福祉課 地域包括支援センター係 0265-94-3688
駒ヶ根市	介護者のつどい	月1回	家族介護者のリフレッシュを目的とした会家族介護者は認知症の方だけでなくその他の要因で介護されている方も含む	保健福祉課 0265-81-6695 (直通)
辰野町	すこやか健康相談	毎月第2木曜日 午前9:00~11:00	健康・介護の相談	保健福祉課保健係 0266-41-1111 (代表)
宮田村	健康相談日	月2回第2・第4(木) 午前9:00~12:00	保健師による相談(予約不要) カウンセラーによる相談(要予約)	宮田村福祉課保健 予防係(老人福祉センター) 0265-85-4128
飯田市	認知症相談会	奇数月第二木曜日、 午後1:00~3:00	家族会主催、介護体験者による相談、助言	飯田市社会福祉協議会地域福祉係 0265-53-3180
	はつらつ運動塾 (認知症の人と家族会飯田地区会)	奇数月第2木曜日 午後1:00~2:30	健康運動指導士による疲労回復 やリラックスの為の運動	飯田市基幹包括支援センター 0265-56-1587
豊丘村	認知症介護者ふれあい相談	豊丘村社会福祉協議会にお問合せください。	若年性認知症も含めて認知症患者の介護者の交流と認知症についての学習会	豊丘村社会福祉協議会 0265-35-1122
上松町	脳の健康相談	奇数月第3金曜日 午後1:30~3:30	保健師による相談	住民福祉課上松町 地域包括支援センター 0264-52-5550

市町村	名称	実施日	活動内容	問合せ先
南木曾町	こころの相談室	年 4 回	精神科医師、保健師によるこころの健康に関する相談	南木曾町住民課 地域包括支援センター 0264-57-2001
小谷村	認知症サポーター養成講座	未定	認知症を正しく理解し、温かく見守る応援者を養成する。	地域包括支援センター 0261-82-3135
塩尻市	認知症介護相談	毎月第 1・3 土曜日 午後 1:00~3:00	介護経験のある看護師が直接相談を受ける	つくしの郷 0263-54-0294
長野市	認知症相談会	年 8 回程度 午後 1:00~3:00 1 人 30 分程度	認知症専門医等による個別相談	介護保険課長野市 中部地域包括支援センター 026-224-7174
	介護予防教室	毎月長野市ホームページに翌月分予定を掲載	地域包括支援センター・在宅介護支援センターで開催	各地域包括支援センター（市町村窓口 P36 参照）
坂城町	在宅介護者リフレッシュ事業（ふれあい相談会）	坂城町社会福祉協議会にお問合せください。	介護者の交流会・相談会リフレッシュのための催し	坂城町社会福祉協議会 0268-82-2551
小布施町	要介護高齢者を抱える家族の会	奇数月の中旬~下旬 1回/2か月 午後 1:30~3:00	健康チェック・リラックsgame・おしゃべりタイム 毎回おいしいお菓子等を用意し、和やかな雰囲気の中、介護者同士で悩みを分かち合い語り合う	在宅介護支援センター 026-242-6680
高山村	健康相談会	毎週水午前中	健康相談全般	村民生活課保健予防係 026-242-1200 （代表）
飯綱町	認知症相談会	年 10 回程度 午後 1:00~3:00	認知症専門家による個別相談	地域包括支援センター 026-253-2485
中野市	認知症を考える会	年 1 回	認知症診断治療専門の医師や介護職員などさまざまな立場の方の講演、認知症の症状や対応方法などを紹介しています。	高齢者支援課 0269-22-2111 （内）366
飯山市	家族介護者教室	年 4 回	排泄の介助と身体の動かし方 元気になるお話 認知症の理解と関わり方 ほか 情報交換	飯山市地域包括支援センター 0269-62-3111 （内）1183

市町村	名称	実施日	活動内容	問合せ先
飯山市	輝望の会 (飯山認知症の介護家族の会)	毎月最終(木) 午後1:30~3:30	心の開放として家族の悩みを聞きお互いにアドバイスをしあう	飯山市地域包括支援センター 0269-62-3111 (内)183
木島平村	介護予防事業悠ゆう教室	月3回(金) 年36回	軽体操・レクリエーション・ゲーム等	木島平村地域包括支援センター 0269-82-4771
	家族介護教室	年4回	介護に関する情報提供・視察研修・家族交流会	
	介護相談日開設	月1回年12回	介護相談	

【若年性認知症の方も利用できる家族の会等】

家族の会では、お互いに介護の悩みや喜びを語りあったり、情報交換や学習会の開催、交流会等のリフレッシュ事業を行っています。会によっては、家族だけでなく認知症の方御本人も参加いただけます。

*会により、介護の対象が認知症以外も含まれる場合もあります。

市町村	名称	対象	活動内容	問合せ先
佐久穂町	介護者のつどい	認知症を介護している介護者・	介護者やケアマネジャー福祉係を混じえた座談会	地域包括支援センター(認知症対策検討委員会) 0267-86-1550
御代田町	介護者のつどい	在宅の介護者	毎月15日を定例として、午前中の2時間をお茶を飲みながら在宅で介護している家族が集まり、交流や勉強会を開催している。	御代田町社協包括支援センター 0267-31-2510
立科町	ひまわりの会	在宅家庭介護者を対象とする	定例会年5回(学習会交流) リフレッシュ旅行年1回	立科町役場町民課、福祉係 0267-56-2311
上田市	介護者の会(なのはな)	介護認定者の家族	介護教室、講座の学びと介護者同士の情報交換の場(4回/年)	上田市役所 高齢者介護課 0268-23-5140
茅野市	茅野市認知症の家族を抱える家族の会	認知症の状態にある者の介護者 その他必要を認められる者	認知症のケアや対応についての相談、先輩介護者からのアドバイス等(隔月開催:奇数月) 認知症についての講演会(年1回)	茅野市役所 地域福祉推進課 0266-72-2101 (内)336

市町村	名称	対象	活動内容	問合せ先
伊那市	認知症介護者の会	認知症介護者	毎月1回開催介護の悩みなどを共有する時々講師をおねがいして認知症介護についてのアドバイスをいただく	高齢者福祉課地域包括支援センター 0265-78-4111 (内)2363
駒ヶ根市	虹ポルシェの会	第2号被保険者とその家族	対象者とケアマネジャー看護師リハビリスタッフ等による有志の会 月1回程度不定期で開催	保健福祉課 0265-81-6695
箕輪町	のぞみの会	認知症の方の家族	語り合い、制度等の学習	箕輪町役場保健福祉課福祉係 0265-70-6622
宮田村	語らいの会（認知症家族会）	認知症の家族等	月1回9:00～11:30 認知症介護について語り合う	宮田村地域包括支援センター 0265-85-4128
飯田市	わたの実会（認知症の人と家族の会飯田地区会）	認知症の家族等	・相談会（奇数月） ・体操教室（奇数月） ・認知症介護者の集い（年2回） ・リフレッシュ事業 ・定例会（偶数月）	飯田市社会福祉協議会地域福祉係 0265-53-3180
泰阜村	介護者の会	在宅で高齢者障害者を介護している家族等	近況報告参加者皆で相談・ケアマネ保健師包括参加・お楽しみ会・旅行・サービスでの提案・苦情等	社会福祉協議会地域包括支援センター 0260-26-2111
南木曾町	認知症家族の会	認知症者の家族	学習会・相談会	南木曾町社会福祉協議会 0573-75-5517
木曾町	在宅介護者の会	在宅で高齢者等を介護している家族の方	月1回 情報交換会	木曾町地域包括支援センター 0264-22-4035
松本市	認知症の人と家族会 松本支部	認知症の人と家族	月1回の定例会（介護相談、交流会、勉強会）	堀内美保子 0263-32-7239
	認知症の人と家族の会 長野県支部 四賀地区	認知症の人と家族	月1回の定例会（介護相談、交流会、勉強会）	瀧澤長子 0263-64-2671
	SHG 介護まつもと	認知症の人と家族	月1回カウンセリング、お茶会	代表 赤羽みはる 090-4230-9787
塩尻市	（社）認知症の人と家族の会塩尻地区（かいご・しおじり）	認知症の方、その家族、興味のある方	隔月の定例会の開催講演会、研修会に参加	代表 薄田 勝美 0263-52-3908

市町村	名称	対象	活動内容	問合せ先
大町市	認知症介護者の会	認知症の方を介護されている方	情報交換・学習会他	大町市福祉課 地域包括支援センター 0261-22-0420
池田町	家族介護の会 (町任意事業)	主に認知症を患う方の家族、また自宅で介護されているご家族	・介護者同士が自主的に参加、語り合う場を提供し、心身の負担軽減と仲間作りを目的としている。町内の委託事業所でそれぞれ工夫をこらして開催されている。	地域包括支援センター 0261-61-5000
	るんるん会	要介護者（本人）と介護者	・ご本人やご家族が語り合い、思いを共有する場をつくるため、月1回開催されている。住民の自主的活動である。	池田町社会福祉協議会 0261-62-9544
白馬村	介護者の会	介護者	介護相談、体験交流	白馬村地域包括支援センター 0261-72-6667
長野市	認知症の人と家族の会（長野県支部長野地区）	本人、家族、介護経験者	毎月第2火曜日 10:00～12:00 家族より現状報告とその対応についてのアドバイス	伝田 景光 026-292-2243
	高齢者・認知症の人と家族の生きがい支援研究会	高齢者、認知症患者やその家族、一般	年2～3回講師による勉強会、それ以外に会員の中での専門職による講義や報告会及びディスカッション	松田弘美 026-226-3718
須坂市	須坂市認知症の人と家族の会	認知症の方（本人） 介護者	例会（年8回） 地域関係機関との連携講演会	地域包括支援センター 026-245-4566
千曲市	千曲地区認知症の人と家族の会	認知症のご本人・家族・認知症の家族を支えたい方	毎月第2(火)定例会(埴生公民館) 毎月会報(地区ニュース)配付 年1回 市民を対象に、認知症についての講座を開催	千曲地区世話人 中山けさい 026-272-7813
	若年の定例会	若年性認知症のご本人・家族	毎月第1(木)定例会(会場はその都度変わります。世話人におたずねください。)	
飯綱町	介護者のつどい	在宅の介護者	介護者同士の交流、介護教室等学習会、リフレッシュ旅行	飯綱町社会福祉協議会 026-253-8456
飯山市	輝望の会 (飯山認知症の介護家族の会)	認知症の方を介護している家族のケアマネジャー	心の開放として家族の悩みを聞きお互いにアドバイスをしあう	飯山市役所地域包括支援センター 0269-62-3111 (内) 183

3. 医療機関

3-1 認知症疾患医療センター

地域における認知症疾患の医療水準向上のために県が指定する認知症の専門医療機関です。

認知症疾患医療センターでは、かかりつけ医などと連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状(不安・焦燥、うつ状態、幻覚・妄想、徘徊、興奮・暴力、せん妄等の精神症状)と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを実施するとともに、地域包括支援センターと連携して認知症の方の地域での暮らしを支援しています。

1) 事業内容

(ア) 専門医療相談

認知症に関する専門の相談窓口で、電話または面接などにより、ご本人、ご家族、医療・介護関係機関等から、認知症に関する様々な相談に応じています。

(イ) 鑑別診断、治療方針の選定

必要に応じて、鑑別診断のための検査(頭部 MRI・CT・SPECT・心理テスト等)を行い、その結果をもとに医師の診察による鑑別診断を行います。診断に基づき、個々に応じた治療・看護・介護の方針を検討します。

(ウ) 合併症、周辺症状への急性期対応

周辺症状(不安・焦燥、うつ状態、幻覚・妄想、徘徊、興奮・暴力、せん妄等の精神症状)と身体合併症に対する急性期治療、入院受入れ等を行っています。

2) 指定医療機関

県では、認知症疾患医療センターとして下記の3か所の病院を指定しています。

病院名	所在地	電話番号
飯田病院	飯田市大通 1-15	0265-22-5150
安曇総合病院	池田町大字池田 3207-1	0261-62-3166
佐久総合病院	佐久市臼田 197	0267-82-3131

3-2 若年性認知症の診療を行っている医療機関

下記の医療機関のうち、承諾をいただいた医療機関を掲載しています。

①神経内科・脳外科・リハビリテーション科・精神科を標榜する病院

②認知症サポート医及び認知症相談医*が所属する医療機関の内、平成23年度県調査で若年性認知症患者の診療経験のある医療機関（※62ページをご覧ください）

圏域	医療機関	診療科	診療内容							スタッフ							
			診断	治療薬の投与	身体疾患への対応	家族への助言	福祉制度等の相談	入院	訪問診療	その他	臨床心理技術者	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士	その他（具体的に）
佐久	柳橋脳神経外科	脳神経外科	○	○	○	○	○	○									
	佐久総合病院	精神科 神経内科	○	○	○	○	○						○	○			
上小	小林脳神経外科・神経内科病院	神経内科 脳神経外科	○	○								○	○	○	○		
	滝澤病院	精神科	○	○		○	○	○	○		○				○		
	丸子中央総合病院	神経内科	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
諏訪	酒井医院	内科	○	○	○	○	○		○								
	市立岡谷病院	神経内科	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		
	医療法人清風会宮坂医院	内科	○	○		○	○		○			○		○	○		
	上諏訪病院	精神科	○	○	○	○	○	○				○			○	○	
	富士見高原病院	内科	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	
		神経内科 心療内科	○	○	○	○	○						○	○	○	○	
組合立諏訪中央病院	内科	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		

初診時の注意事項				デイケアの実施	所在地	問合せ窓口	医療機関 (再掲)
紹介状が必要	要予約	認知症に関する診療時間	認知症専門医の在籍				
		月・火・水・金・土 9:00~12:00 14:30~17:00			〒384-0043 小諸市大字諸 350	事務長 0267-23-6131	柳橋脳神経外科
○	○	精神科：火・金 神経内科：火・土	1		〒384-0301 佐久市臼田 197	医療相談室 0267-82-3131	佐久総合病院
	○	月・木 9:00~14:00 金 13:00~15:00 (変更の可能性あり) 相談・予約は随時受付	1 非常勤		〒386-0018 上田市常田 3-15-41	0268-22-6885	小林脳神経外科・神経内科病院
		月~土 9:00~11:30			〒386-0401 上田市塩川 3057-1	0268-35-0305	滝澤病院
○		月・金 9:00-12:00 火 15:00-18:00	1		〒386-0493 上田市上丸子 335-5	内科外来 0268-42-1111	丸子中央総合病院
					〒399-0028 岡谷市本町 2-1-2	0266-22-2121	酒井医院
○	○	月~金 9:00~12:00	2		〒394-8521 岡谷市本町 4-11-33	神経内科 0266-23-8000	市立岡谷病院
					〒392-0006 諏訪市元町 4-10	0266-52-1011	医療法人清風会宮坂医院
		月~土 8:30~12:00			〒392-0026 諏訪市大手 1-17-7	事務受付 0266-52-1650	上諏訪病院
			3		〒399-0214 諏訪郡富士見町落合 11100	内科外来 0266-62-3030	富士見高原病院
○	○	心療内科は非常勤 Dr 月火木金	3			医療情報支援室 0266-62-3030	
		月~金 8:00~11:00			〒391-8503 茅野市玉川 4300	内科外来窓口 0266-72-1000	組合立諏訪中央病院

圏域	医療機関	診療科	診療内容							スタッフ						
			診断	治療薬の投与	身体疾患への対応	家族への助言	福祉制度等の相談	入院	訪問診療	その他	臨床心理技術者	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士
上伊那	伊那神経科病院	内科	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	
	いくやま医院	内科		○	○	○			○							
	昭和伊南総合病院	リハビリテーション科	○	○	○	○	○			○		○		○		
	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	精神科	○	○		○	○	○		○		○			○	
飯伊	長野県立阿南病院		○	○	○	○	○		○					○		
	飯田市立病院	脳神経内科	○	○	○	○		○			○	○	○	○		
	曾我医院	内科		○	○	○			○							
	飯田病院	神経内科 精神科	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	健和会病院	精神科 神経内科 脳神経外科、 リハビリ科	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
	すきがら医院	内科		○	○		○		○							
	いちはし内科医院	内科		○	○					専門医紹介						
木曾	長野県立木曾病院	精神科	○	○	○	○	○			○	○	○	○			
松本	松岡病院	精神科	○	○	○	○	○	○			○			○		

初診時の注意事項				デイケアの実施	所在地	問合せ窓口	医療機関 (再掲)
紹介状が必要	要予約	認知症に関する診療時間	認知症専門医の在籍				
○	○	月～土 8:30～1200			〒396-0025 伊那市荒井 3831	事務部 0265-78-4047	伊那神経科 病院
					〒399-4601 上伊那郡箕輪町大字 9431-1	0265-79-1988	いくやま医 院
○	○	水 8:30～11:00			〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 3230	医療福祉相談係 長 村山恵子 0265-82-2121	昭和伊南総 合病院
○	○	診療日 10:00～15:00 ※デイケアの対象は 認知症に限らず		○ ※	〒399-4101 駒ヶ根市下平 2901	地域連携室 0265-83-3181	長野県立こ ころの医療 センター駒 ヶ根
		火・金 8:30～1130	2		〒399-1501 下伊那郡阿南町北条 2009-1	精神科外来 0260-22-2121	長野県立阿 南病院
		月～金 8:30～11:30	3		〒395-8502 飯田市松尾八幡町 438	庶務課	飯田市立病 院
					〒395-0817 飯田市鼎東鼎 20-2		曾我医院
○ ※	○	※可能な限り 月～金 8:30～17:00	4	○	〒395-8505 飯田市大通 1-15	飯田病院認知症疾患 医療センター 0265-22-5150	飯田病院
	○	月 14:00～15:00 水 15:30～16:30 [専門外来] 物忘れ外来	1	○	〒395-8522 飯田市鼎中平 1936	地域連携室 0265-23-3116	健和会病院
			1		〒395-0084 飯田市鈴加町 1-24	0265-53-1000	すきがら医 院
○ ※		※できれば			〒395-0004 飯田市上郷町黒田 382-11	0265-56-0018	いちはし内 科医院
	○				〒397-8555 木曾郡木曾町福島 6613-4	医療福祉相談室 0264-22-2703	長野県立木 曾病院
○	○				〒399-0011 松本市寿北 2-6-2	臼井 健一郎 0263-25-1093	松岡病院

圏域	医療機関	診療科	診療内容							スタッフ							
			診断	治療薬の投与	身体疾患への対応	家族への助言	福祉制度等の相談	入院	訪問診療	その他	臨床心理技術者	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士	その他(具体的に)
松本	医療法人 和心会 松南病院	精神科	○	○	○	○	○	○	○							○	
	はたクリ ニック	内科	○	○	○	○			○								
	城西病院	精神科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	相澤病院	神経内科 脳神経外科 リハビリ	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
	篠崎医院	精神科	○	○		○	○		○								
	信州大学 医学部附 属病院	精神科	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	
		脳神経内科	○	○	○	○	○	○									
	杉山外科 医院	外科	○	○	○	○			○								
	一之瀬脳 神経外科 病院	神経内科 脳神経外科	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		
	上條記念 病院	内科 精神科 脳神経外科	○	○	○	○	○	○				○	○		○	○	
	まつもと 医療セン ター松本 病院	脳神経外科	○	○	○	○	○					○	○	○	○		
松本市立 病院	内科 神経内科 脳神経外科	○	○	○	○	○		○					○	○			

*リハビリテーション部、
医療福祉支援センター含む

初診時の注意事項				デイケアの実施	所在地	問合せ窓口	医療機関 (再掲)
紹介状が必要	要予約	認知症に関する診療時間	認知症専門医の在籍				
	○	月～土 9:00～16:00			〒390-0847 松本市笹部 3-13-29	0263-25-2303	医療法人 和心会 松南病院
					〒390-0876 松本市開智 2-3-48-6	0263-33-0667	はたクリニ ック
	○		1		〒390-8648 松本市城西 1-5-16	医事課 0263-33-6400	城西病院
		月～金 8:30～11:30 13:30～15:30 土(第1・3・5) 8:30～11:30	1		〒390-8510 松本市本庄 2-5-1	神経内科外来 0263-33-8600	相澤病院
		[専門外来] 月火水金土 9:00～14:30			〒390-0811 松本市中央 2-1-24	0263-35-0363	篠崎医院
○	○	(木)(要予約) [専門外来] もの忘れ外来	10		〒390-8621 松本市旭 3-1-1	精神科 0263-37-2846	信州大学医 学部附属病 院
○	※	月～金 ※紹介状はできれ ば	16			脳神経内科 0263-37-2673	
					〒390-0852 松本市島立 183	0263-47-1753	杉山外科医 院
○	○		1		〒399-6461 松本市島立 2093	医療連携室 0263-48-3300	一之瀬脳神 経外科病院
		月～土 9:00～12:00 15:00～17:30		○	〒399-0037 松本市村井町西 2-16-1	医療ソーシャルワ-カ- 0263-57-3800	上條記念病 院
		[専門外来]もの忘 れ外来水曜日 14:00～15:00			〒399-7601 松本市村井町南 2-20-30	脳神経外科外来 0263-58-4567	まつもと医 療センター 松本病院
○	○	月火木 午前中			〒390-1401 松本市波田 4417-180	0263-92-3027	松本市立病 院

圏域	医療機関	診療科	診療内容							スタッフ						
			診断	治療薬の投与	身体疾患への対応	家族への助言	福祉制度等の相談	入院	訪問診療	その他	臨床心理技術者	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士
松本	鳥羽医院	内科	○	○	○	○	○		○							
	玉井医院	内科	○	○	○	○	○					○	○			
	医療法人 社団桔梗 ヶ原病院	神経内科	○	○	○	○	○					○	○	○	○	
	こばやし 内科クリ ニック	内科 神経内科	○	○	○	○	○		○							
	篠崎医院 豊科診療 所	精神科	○	○		○	○				○					○
	ミサトピ ア小倉病 院	精神科	○	○	○	○	○	○			○		○			○
	ミサトピ ア小倉醫 院	精神科	○	○		○	○									
	根津内科 医院	神経内科	○	○	○	○			○							
大北	安曇総合 病院	精神科 心療内科	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○
	神城醫院	精神科 心療内科	○	○	○	○	○	○				○	○			
長野	南十字脳 神経外科	脳神経外科	○	○	○	○	○	○				○				
	荒井内科 小児科医 院	内科	○	○	○	○	○		○							

初診時の注意事項				デイケアの実施	所在地	問合せ窓口	医療機関 (再掲)
紹介状が必要	要予約	認知症に関する診療時間	認知症専門医の在籍				
					〒399-7601 東筑摩郡筑北村坂北 4525-1	0263-66-2435	鳥羽医院
		月～金 8:30～12:00・ 16:00～18:00 土 8:30～12:00			〒399-7701 東筑摩郡麻績村麻 4156-1	0263-67-2231	玉井医院
○	○	月 10:00～17:30 火・水 9:00～17:30 木 9:00～13:00	2		〒399-6461 塩尻市宗賀 1295	事務部医事課 0263-54-0012	医療法人社 団桔梗ヶ原 病院
			1		〒399-8204 安曇野市豊科高家 5441-1	0263-71-1117	こばやし内 科クリニッ ク
			1	○	〒399-8204 安曇野市豊科高家 5089-1	外来受付 0263-71-6311	篠崎医院豊 科診療所
○		※外来なし	1		〒399-8103 安曇野市三郷小倉 6086-2	0263-76-5500	ミサトピア 小倉病院
	○	火曜日 9時～ ※完全予約制	1		〒399-8103 安曇野市三郷小倉 2105-1	0263-77-8711	ミサトピア 小倉醫院
	○	月～土 *木・土午前のみ			〒399-8303 安曇野市穂高 6870	0263-82-8382	根津内科医 院
○	○	月～金 9:30～11:30 [専門外来] 認知症外来 月～金 午前中			〒399-8695 北安曇郡池田町大字 池田 3207-1	認知症疾患医療 センター 0261-61-1190	安曇総合病 院
		月～金 9:00～12:00 土(第2・4) 9:00～12:00			〒399-9211 北安曇郡白馬村大字 神城 22844	0261-75-7050	神城醫院
		月火水金 9:00～13:00 2:00～18:00 木土 9:00～13:00	1.1		〒380-0942 長野市小柴見 123	026-213-4800	南十字脳神 経外科
		いつでも可			〒380-0912 長野市大字稲葉 1948-1	026-221-4411	荒井内科小 児科医院

圏域	医療機関	診療科	診療内容							スタッフ								
			診断	治療薬の投与	身体疾患への対応	家族への助言	福祉制度等の相談	入院	訪問診療	その他	臨床心理技術者	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士	その他（具体的に）	
長野	長野赤十字病院	神経内科	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	社会福祉士
	長野中央病院	内科 神経内科 脳神経外科	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
	豊野病院	内科	○									○	○		○			
	医療法人 大和真田会 ましまクリニック	脳神経外科	○	○	○	○	○		○				○					
	長野市民病院	精神科	○	○	○	○	○					○	○	○	○			
	富竹クリニック	内科			○	○	○											
	長野県立総合リハビリテーションセンター	神経内科	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○		
	厚生連松代総合病院	内科 神経内科	○	○	○	○	○						○	○	○	○		
	スザカ心療内科クリニック	内科 精神科 心療内科 精神神経科	○	○	○	○												
	旭町医院	内科			○	○												
	長野県立須坂病院	脳神経内科	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		
	内科神経科宮下医院	精神科 神経内科 心療内科	○	○	○	○	○											

初診時の注意事項				デイケアの実施	所在地	問合せ窓口	医療機関 (再掲)
紹介状が必要	要予約	認知症に関する診療時間	認知症専門医の在籍				
○	○		3		〒380-8582 長野市若里 5-22-1	地域医療連携室 026-226-4131	長野赤十字病院
					〒380-0814 長野市西鶴賀町 1570	外来医事課 026-234-3211	長野中央病院
					〒389-1105 長野市豊野町豊野 634	鈴木 満幸 026-257-2470	豊野病院
			1		〒381-2204 長野市真島町 220 9	026-284-2052	医療法人 大和真田会 ましまクリ ニック
○	○	月～金 基本的に予約制	1		〒381-8551 長野市大字富竹 1333-1	神経内科外来 026-295-1199	長野市民病院
					〒381-0006 長野市富竹 1628-2	026-295-6643	富竹クリ ニック
	○	月・木 11:00～12:00			〒381-8577 長野市下駒沢 618-1	神経内科外来 026-296-3953	長野県立総 合リハビリ テーション センター
					〒381-1231 長野市松代町松代 183	脳神経外科外来 026-278-2031	厚生連松代 総合病院
	○		1		〒382-0077 須坂市北横町 1294-1	026-243-8528	スザカ心療 内科クリ ニック
					〒382-0083 須坂市上中町 182	026-245-0124	旭町医院
○	○				〒382-0091 須坂市大字須坂 1332	事務部医事科 026-245-1650	長野県立須 坂病院
			1		〒382-0054 須坂市大字高梨 260-5	受付 026-248-1355	内科神経科 宮下医院

圏域	医療機関	診療科	診療内容							スタッフ							
			診断	治療薬の投与	身体疾患への対応	家族への助言	福祉制度等の相談	入院	訪問診療	その他	臨床心理技術者	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士	その他（具体的に）
長野	飯綱町立 飯綱病院	内科 脳神経外科	○	○	○	○	○		○					○			
	篠ノ井橋 病院	精神科	○	○		○	○	○							○		
	とぐらク リニック	脳神経外 科	※	○	○	○											
北信	北信総合 病院	神経内科	○	○	○	○	○	○※						○	○	○	認知症 ケア認定 看護師
	佐藤病院	精神科 心療内科	○	○	○	○	○	○						○	○		
	飯山赤十 字病院	精神科	○	○	○	○	○										

※認知症サポート医、認知症相談医

認知症サポート医：認知症相談医から相談を受けたり、介護との連携の推進役として、県が指定する研修を受けた医師です。

認知症相談医：県が実施する「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を受講した医師で、地域のかかりつけ医として、日頃の診療などで認知症について相談に応じられる方です。

初診時の注意事項				デイケアの実施	所在地	問合せ窓口	医療機関 (再掲)
紹介状が必要	要予約	認知症に関する診療時間	認知症専門医の在籍				
	○	平日午前中 8:30~11:30			〒389-1211 上水内郡飯綱町大字 牟礼 2220	026-253-2248	飯綱町立飯綱病院
		月~土 8:30~11:30	2.4		〒387-0001 千曲市大字雨宮 1636	026-272-0744	篠ノ井橋病院
					〒389-0804 千曲市戸倉 1672-2	026-275-0405	とぐらクリニック
○	○	毎週水曜 8:30~11:30 [専門外来] もの忘れ外来 毎週水曜 8:30~11:30	3		〒383-8505 中野市西 1-5-63	地域医療連携室 0269-22-2151	北信総合病院
○※	○	※前医有の場合原則必要			〒389-2102 中野市上今井 601	地域医療連携室 0269-38-3311	佐藤病院
○	○	月・水・金 8:30~11:30			〒389-2295 飯山市大字飯山 226-1	心療内科 0269-62-4195	飯山赤十字病院

4 障害福祉サービス事業所

認知症の方も精神障害者保健福祉手帳等の取得等により、自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から障害者総合支援法）のサービスが受けられます。特に 40 歳未満の方は介護保険を利用することができませんので、障害福祉サービスの活用が有効です。また、40 歳以上の方で、介護保険サービスを利用されている場合でも、介護保険サービスに相当するものがない自立訓練や就労支援関係のサービスを利用することができます。

※各サービスの詳しい説明は 5 ページから 7 ページを見てください。

【若年性認知症の方の障害福祉サービス利用受入れが可能・状況により可能な事業所】

圏域	事業所名	利用できるサービス														連絡先	所在地		
		訪問系サービス				施設系サービス								居住系					
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)			地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)
佐久	寿園障害者居宅介護事業所	○	○															0267-23-1510	〒384-0083 小諸市大字市 790-15
	小諸みかけ						○											0267-26-1301	〒384-0808 小諸市御影新田 2238-1
	中込共同作業センター														○			0267-63-3784	〒385-0051 佐久市中込 1-19-2
	有限会社ねば塾															○	○	0267-68-4428	〒385-0016 佐久市鳴瀬 602-21
	臼田共同作業センター										○							0267-82-6461	〒384-0414 佐久市下越 16-5
	佐久寮護園														○			0267-86-4555	〒384-0613 南佐久郡佐久穂町大字高野町 1623-6
	社会福祉法人横浜社会福祉協会千曲園														○	○		0267-86-4581	〒384-0613 南佐久郡佐久穂町大字高野町 1623-1
	軽井沢町社会福祉協議会	○																0267-45-8508	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉 4844-1

圏域	事業所名	利用できるサービス													連絡先	所在地			
		訪問系サービス					施設系サービス							居住系					
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設			短期入所 (ショートステイ)	地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)
佐久	社会福祉法人育後会 障害者支援施設浅間学園						○											0267-45-5379	〒389-0111 北佐久郡軽井沢町大字長倉 3725
	御代田町社会福祉協議会 やまゆり共同作業所						○					○				○		0267-32-1118	〒389-0206 北佐久郡御代田町大字御代田 2450-1
上田	障害者支援施設 上田悠生寮																○ ○	0268-23-3838	〒386-0032 上田市諏訪形 1834-4
	社会福祉法人上田明照会 ともいき宝池和順・慈光						○											0268-27-6633	〒386-0011 上田市中央北 2-7-3
	特定非営利活動法人 ぽけっと						○					○						0268-29-0778	〒386-0012 上田市中央 2-10-16
	東信医療生活協同組合 ヘルパーステーションにじ	○																0268-29-2811	〒386-0042 上田市上塩尻 六反田 243-1
	ワークハウス塩寄苑											○						0268-37-2115	〒386-1542 上田市下室賀 783 番地
	障害福祉サービス事業所 絆園											○						0268-39-7878	〒386-1213 上田市古安曾 1650-1
	社会福祉法人依田窪福祉会 ヘルパーステーション こすもす武石	○	○															0268-85-0098	〒386-0503 上田市下武石 776-1

圏域	事業所名	利用できるサービス															連絡先	所在地			
		訪問系サービス					施設系サービス								居住系						
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)	地域活動支援センター			共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活援助 (グループホーム)	
諏訪	霧ヶ峰療護園																			0266-53-8240	〒392-0008 諏訪市大字 上諏訪字角 間沢東 13338-122
	(福)この街福祉会 あおぞら工房 諏訪																			0266-57-7130	〒392-0027 諏訪市湖岸 通り5-8-8
	社会福祉法人 愛泉会 精明学園																			0266-72-6212	〒391-0012 茅野市金沢 4509
	原村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	○	○																	0266-79-7228	〒391-0104 諏訪郡原村 6649-3
	社会福祉法人 りんどう信濃会 障害者支援施設 はらむら悠生寮																			0266-76-6606	〒391-0105 諏訪郡原村 9221
伊那	伊那ゆいま ～る																			0265-73-0605	〒396-0023 伊那市寺山 1616
	上伊那郡福祉協会 障害者支援施設 大萱の里																			0265-76-7151	〒399-4501 伊那市西箕輪 8038-4
	駒ヶ根悠生寮																			0265-83-0611	〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 16397-16
	辰野町障害者就労支援センター																			0266-44-1011	〒399-0428 上伊那郡辰野町 大字伊那富 2680-1
	宅老所かいご家・ 訪問介護かいご家	○	○																	0265-77-2074	〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 6413-1

圏域	事業所名	利用できるサービス															連絡先	所在地			
		訪問系サービス					施設系サービス								居住系						
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)	地域活動支援センター			共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活援助 (グループホーム)	
伊那	中川村社協ヘルパーステーション	○																0265-88-3552	〒399-3801 上伊那郡中川村大草4038-1		
	宮田村社協指定居宅介護事業所	○	○															0265-85-5010	〒399-4301 上伊那郡宮田村6838-1		
飯伊	ジョブサポートいいだ									○								0265-48-5933	〒395-0004 飯田市上郷黒田6347		
	健和会ヘルパーステーション	○																0265-56-8130	〒395-0026 飯田市鼎西581		
	社会福祉法人松川町社会福祉協議会	○	○															0265-36-3778	〒399-3303 下伊那郡松川町元大島2930-12		
	株式会社ひだまり									○								0265-49-8618	〒399-3303 下伊那郡松川町元大島2973-8		
	障害者支援施設 高森荘						○										○	○	0265-35-6811	〒399-3101 下伊那郡高森町山吹4473-1	
	社会福祉法人阿南町社会福祉協議会介護保険事業所	○																	0260-22-3151	〒399-1504 下伊那郡阿南町西條709	
	阿智村社協指定障害者居宅介護事業所	○	○																0265-45-2113	〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場483	
	社会福祉法人りんどう信農会知的障害者支援施設喬木悠生寮						○											○	○	○	0265-33-3616

圏域	事業所名	利用できるサービス														連絡先	所在地		
		訪問系サービス				施設系サービス								居住系					
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)			地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)
木曾	社会福祉法人木曾社会福祉事業協会 ワークステーションすてっぷ								○	○								0264-52-2901	〒399-5608 木曾郡上松町大字荻原字中島 1460
	障害者支援施設上松荘						○						○	○				0264-52-2298	
	ひだまり工房										○							0573-75-5223	
	王滝村社会福祉協議会 訪問介護ステーション	○	○															0264-48-2008	
松本	NPO 法人てくてく								○	○							○	0263-34-0611	〒390-0803 松本市本町2-7-13 〒390-0303 松本市浅間温泉3-4-8 〒399-7402 松本市会田3912 〒390-1702 松本市梓川梓5055-5 〒399-0023 松本市内田200
	あさま温泉敬老園ヘルパーステーション	○	○															0263-46-0878	
	指定障害福祉サービス事業所あいわーくす						○				○							0263-64-4830	
	障害者支援施設梓荘													○				0263-78-4490	
	ささらの里						○						○	○				0263-86-3330	
	通所生活介護事業所 こきりこささら						○								○			0263-86-3330	

圏域	事業所名	利用できるサービス														連絡先	所在地		
		訪問系サービス					施設系サービス							居住系					
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)			地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)
松本	社会福祉法人松本市社会福祉協議会障がい者就労センター・はた																	0263-92-3355	〒390-1401 松本市波田 6908-1
	生活介護事業所すみれの丘						○											0263-54-3114	〒399-0702 塩尻市広丘 野村1788-86
	ニチイケアセンター安曇野光	○	○	○														0263-71-2517	〒399-8203 安曇野市豊 科田沢 4599-1
	アルプスホーム										○							0263-72-6212	〒399-8201 安曇野市豊 科南穂高 3046-1
	社会福祉法人誠心福祉協会幸泉園						○											0263-77-5871	〒399-8103 安曇野市三 郷小倉2685- 1
	特定非営利活動法人(NPO)介護福祉センターアイ	○	○		○													0263-77-8270	〒399-8103 安曇野市三 郷小倉 3909-2
	HATA 楽工房																	0263-83-8316	〒399-8301 安曇野市穂 高有明 9085-1
	NPO 法人レスパイトケアはちもり	○			○		○				○	○				○	○	0263-99-4055	〒390-1104 東筑摩郡朝 日村古見 3605-1
大町	ニチイケアセンターおまち	○	○	○													0261-26-3230	〒398-0002 大町市大町 1380-1	

圏域	事業所名	利用できるサービス														連絡先	所在地			
		訪問系サービス				施設系サービス								居住系						
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)			地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活援助 (グループホーム)
長野	社会福祉法人絆の会あんだんて																		026-213-6122	〒381-8007 長野市篠ノ井布施高田 832
	株式会社ジェイハート	○	○	○			○												026-214-0811	〒381-0043 長野市吉田 3-16-13
	ライフサポートりんどうフレッシュとくま						○								○				026-239-7077	〒381-0041 長野市大字 徳間 3222
	社会福祉法人豊智福祉会						○								○				026-257-5180	〒389-1105 長野市豊野 町豊野 2298-2
	信州そば工房きずな												○						026-263-9788	〒381-0012 長野市柳原 659-1
	エコーンファミリー						○												026-283-8787	〒381-2226 長野市川中 島町今井 1387-1
	株式会社コネクトナビ																		026-283-8008	〒380-0921 長野市栗田 857-1BBB ビル
	長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷かがやき						○												026-285-3400	〒381-2226 長野市川中 島町今井 1387-5
	ヘルパーステーションエマオ	○	○	○															026-293-3306	〒388-8003 長野市篠ノ井小森 751
	独立行政法人国立病院機構 東長野病院						○								○		○		026-296-1111	〒381-0085 長野市上野 2-477

圏域	事業所名	利用できるサービス														連絡先	所在地			
		訪問系サービス					施設系サービス							居住系						
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)			地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活援助 (グループホーム)
長野	障害者支援施設ほほえみ						○												026-296-1510	〒381-0006 長野市大字富竹1570-3
	長野福祉工場									○									026-296-1411	〒381-8580 長野市徳間1443
	はなみずき						○												026-296-1520	〒381-0006 長野市富竹1570-3
	稲荷山太陽の園													○	○				026-273-0130	〒387-0022 千曲市大字野高場1764-9
	障害者支援施設 須坂悠生寮						○							○	○				026-246-5156	〒382-0023 須坂市大字米子宮久保7-1
	須坂技術学園										○								026-246-2409	〒389-0111 須坂市大字八町字前2368
	ピアステーションきらら	○	○		○		○					○							026-248-5089	〒382-0028 須坂市臥竜1-7-17
	社会福祉法人くりのみ園									○	○	○							026-247-6380	〒381-0208 上高井郡小布施町大字都住字六川沖西1238-2
	高山村社会福祉協議会通所介護事業所						○												026-242-1221	〒382-0821 上高井郡高山村牧130-1
	高山村社会福祉協議会指定居宅支援事業所	○	○																026-242-1220	〒382-0821 上高井郡高山村牧130-1
高山村就労継続支援 B型事業所										○							026-242-1220			

圏域	事業所名	利用できるサービス														連絡先	所在地		
		訪問系サービス				施設系サービス								居住系					
		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	療養介護	障害者支援施設	短期入所 (ショートステイ)			地域活動支援センター	共同生活介護 (ケアホーム)
長野	信濃町社協 指定訪問介護事業所	○	○															026-255-5926	〒389-1305 上水内郡信濃町大字柏原429-17
北信	のぞみの郷高社						○								○			0269-23-2751	〒383-0062 中野市大字笠原765-1
	中野市ぴあワーク就労支援施設										○							0269-23-1100	〒383-0022 中野市三好町2-4-48
	特定非営利活動法人ここから															○	○	050-1277-1380	〒389-2253 飯山市大字飯山1166-6
	サービスセンターりんく															○	○	0269-62-2733	〒389-2253 飯山市大字飯山3599-1
	居宅介護事業所ゆりかご	○																0269-81-3888	〒389-2255 飯山市大字静間2900-2
	社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会	○			○		○					○						0269-33-1105	〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穏3371-2
	つくしの家指定就労継続支援(B型)事業所																	0269-82-2779	〒389-2302 下高井郡木島平村大字住郷908-3
	野沢温泉村指定居宅介護事務所	○	○															0269-85-4348	〒389-2502 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9100-2

5 介護保険サービス事業所

若年性認知症の方も 40 歳から介護が必要になったときに、市町村の要介護認定を受けて、介護サービスを受けることができます。介護保険サービスには、認知症に特化した通所介護（デイサービス）や共同生活住居（グループホーム）などのサービスもあります。

※各サービスの詳しい説明は 12 ページから 15 ページを見てください。

【若年性認知症の方の介護保険サービス利用受入れが可能・状況により可能な事業所】

* 介護報酬の若年性認知症利用者受入加算届出施設を持つ法人に対し調査を実施（平成 24 年 8 月）し、掲載の承諾が得られた事業所を掲載しています。

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス（※介護予防も含む）									連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設			介護老人保健施設	介護療養型医療施設
佐久	デイサービスセンターのぞみ	○											0267-25-0766	〒384-0023 小諸市東雲 6-2-3
	介護老人保健施設メディピア小諸		○							○			0267-23-6133	〒384-0043 小諸市大字諸 351
	ショートステイ佐久だいら			○									0267-24-7654	〒384-0083 小諸市市 338-3
	宅幼老所幸の神倶楽部	○											0267-82-4641	〒384-0412 佐久市田口 4809-1
	佐久広域老人ホーム塩名田苑								○				0267-58-0223	〒384-2102 佐久市塩名田 542-1
	佐久市みついでいサービスセンター	○				○							0267-66-6800	〒385-0007 佐久市新子田 866
	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドみついでい			○					○				0267-66-6800	
	JA 佐久浅間グループホーム新子田の家						○						0267-68-6541	〒385-0007 佐久市新子田 982-2
	猿久保デイサービスセンター	○											0267-78-5312	〒385-0011 佐久市猿久保 470-8
	ケイジン地域ケアセンター長土呂											居宅介護支援	0267-68-1731	〒385-0021 佐久市長土呂 203-1
宅幼老所ながとろ	○											0267-68-1761		

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス（※介護予防も含む）										連絡先	所在地			
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他	
佐久	佐久市岩村田デイサービスセンター	○												0267-68-6453	〒385-0022 佐久市岩村田 4213	
	佐久福寿園			○						○				0267-68-3055		
	シルバーハウス塚原						○						介護予防通所介護	0267-65-7380	〒385-0025 佐久市塚原 2228-3	
	介護老人保健施設 安寿苑		○		○								○	0267-64-1721	〒385-0051 佐久市中込 3-15-6	
	医療法人恵仁会 宅老所露風庵					○								0267-64-1704	〒385-0051 佐久市中込 3-19-4	
	ケイジン地域ケアセンター中込													居宅介護支援	0267-64-1731	〒385-0051 佐久市中込 3-2-13
	ヘルパーステーション中込			○										訪問介護	0267-64-1745	〒385-0051 佐久市中込 3-2-8
	社会福祉法人恵仁会 中込デイサービスセンター	○												0267-64-1732		
	ケイジン訪問看護ステーション中込													訪問看護	0267-64-1735	
	社会医療法人恵仁会 宅幼老所のざわ	○													0267-63-3503	〒385-0053 佐久市野沢 219-17
	佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの										○				0267-64-6635	〒385-0062 佐久市根岸 113-1
	住宅型有料老人ホーム ウェルハウスのぞみサンピア													住宅型有料老人ホーム	0267-63-7870	〒385-0062 佐久市根岸 3203-2
	望月デイサービスセンター駒	○													0267-51-1525	〒384-2202 佐久市望月 317-2 望月総合支援センター内
	社会福祉法人望月悠玄福祉会指定居宅介護支援事業所													居宅介護支援	0267-53-8108	〒384-2202 佐久市望月 326-4

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス（※介護予防も含む）										連絡先	所在地
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設		
佐久	社会福祉法人望月悠玄福祉会 短期入所生活介護施設 結いの家			○								0267-53-8108	〒384-2202 佐久市望月 326-4
	社会福祉法人望月悠玄福祉会望月デイサービスセンター結い				○							0267-53-8108	
	社会福祉法人望月ホームヘルパーステーション結い										訪問介護	0267-53-8108	
	佐久穂町老人保健施設				○							0267-86-5330	〒384-0613 南佐久郡佐久穂町 大字高野町 352-2
	佐久広域老人ホーム美ノ輪荘			○						○		0267-92-4561	〒384-1102 南佐久郡小海町 大字小海 3449-1
	(社)軽井沢会 きらく苑									○		0267-32-2525	〒389-0206 北佐久郡御代田町 大字御代田 4108-1374
	佐久広域老人ホーム豊昇園			○						○		0267-32-6367	〒389-0204 北佐久郡御代田町 大字豊昇 1800-8
上田	ローマンうえだ 宅老所そめや				○							0268-22-5277	〒386-0005 上田市古里 2260-18
	グループホーム 諏訪形					○						0268-75-9300	〒386-0032 上田市諏訪形字中 山田 1694-4
	諏訪形デイサービスセンター				○							0268-75-9300	
	長野県厚生連鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院										介護療養型医療施設	0268-44-2321 地域連携課	〒386-0393 上田市鹿教湯温泉 1777
	ベルポートまるこ西										特定施設（外部サービス利用型養護老人ホーム）	0268-43-1500	〒386-0405 上田市中丸子 1897-1
	ベルポートまるこ東			○					○			0268-43-1600	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地	
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設
上田	グループホーム つばさ						○						0268-42-6150	〒386-0412 上田市御嶽堂 316-1
	小規模多機能つ ばさ										小規模多機能 居宅介護	0268-42-6130		
	ラ・ナシカうえ だ										特定施設入居 者生活介護	0268-29-6102	〒386-1103 上田市神畑 217-7	
	介護老人保健施 設チェリーガー デン									○		0268-39-1187	〒386-1321 上田市大字保野 710	
	居宅介護支援ネ ットワークさく らんぼ										居宅介護支援	0268-38-1120		
	通所介護センタ ーなごやか	○											0268-38-3624	〒386-1431 上田市別所温泉 1828-2
	別所温泉長寿園			○						○		0268-38-3160		
	戸沢の家	○											0268-72-4252	〒386-2201 上田市真田町長 3928-1
	恵仁福祉協会デ イサービスセン ターアザレアン	○											0268-72-4701	〒386-2201 上田市真田町長 7141-1
	特別養護老人ホ ームアザレアン さなだ			○						○		0268-72-2781		
	荒井の家	○											0268-72-5657	〒386-2202 上田市真田町本原 南荒井 1093-2
	宅老所 菅平の 家	○											0268-74-1777	〒386-2204 上田市菅平高原 1260-16
諏訪	諏訪市デイサー ビスセンター湯 の里	○										0266-57-1800	〒392-0012 諏訪市四賀 2213-1	
	サテライト老健 こまくさの森		○	○						○		0266-53-8833	〒392-0015 諏訪市中洲豆田 5924	
	デイサービスセ ンターひだまり	○										0266-54-2050	〒392-0016 諏訪市豊田有賀 3040-1	
	かりんの里複合 福祉施設			○	○	○	○				地域密着型ユ ニット型特養	0266-52-7111	〒392-0022 諏訪市高島 1-1-11	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
諏訪	社会福祉法人こころ	○		○									居宅介護支援、訪問介護、特定施設入居	0266-54-5560	〒392-0022 諏訪市高島 3-1300-1
	すばらしき仲間たち									○				0266-57-2111	〒391-0131 諏訪市湖南 4894-1
	社会福祉法人サン・ビジョン介護老人保健施設グレースフル岡谷									○			ショートケア	0266-89-1211	〒394-0003 岡谷市加茂町 3-8-7
	社会福祉法人サン・ビジョンデイサービスセンター サンサン・サロン岡谷					○								0266-24-8051	〒394-0027 岡谷市中央町 2-5-6
	メディカル・ケア・サービス(株)愛の家グループホーム岡谷幸町						○							0266-21-1580	〒394-0029 岡谷市幸町 6-24-1
	社会福祉法人サン・ビジョングループホームグレースフル岡谷						○							0266-21-7321	〒394-0034 岡谷市湖畔 2-6-2
	社会福祉法人サン・ビジョングループホームグレースフル岡谷	○												0266-21-7321	
	桜ハウス玉川	○												0266-82-7685	〒391-0011 茅野市玉川 3046-1
	桜ハウス宮川通所介護事業所	○												0266-75-5720	〒391-0013 茅野市宮川 4900-4
	桜ハウス宮川短期入所生活介護事業所			○										0266-75-5720	
	桜ハウス訪問介護支援事業所												訪問介護	0266-75-5720	
	桜ハウス居宅介護支援事業所												居宅介護支援	0266-75-5720	
	社会福祉法人サン・ビジョン介護老人保健施設グレースフル下諏訪										○		ショートケア	0266-26-7001	〒393-0033 諏訪郡下諏訪町 9375-1

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
諏訪	社会福祉法人サン・ビジョン特別養護老人ホーム グレイスフル下諏訪											○		0266-26-7001	〒393-0033 諏訪郡下諏訪町 9375-1
	社会福祉法人サン・ビジョンデイケアセンター/デイサービスセンター グレイスフル下諏訪	○	○											0266-26-7001	
	社会福祉法人サン・ビジョングループホーム グレイスフル下諏訪											○		0266-26-7001	
	宅老所ひなたぼっこ	○												0266-61-2335	〒399-0211 諏訪郡富士見町富 士見 11650-1
	グループホームひなたぼっこ											○		0266-61-2223	
伊那	ふれ愛センター伊那北	○												0265-72-2072	〒396-0023 伊那市山寺 1870-11
	愛の家グループホーム伊那山寺											○		0265-71-5870	〒396-0023 伊那市山寺 2640-3
	宅老所ひなたぼっこ			○	○									0265-77-2101	〒396-0025 伊那市荒井 3819-11
	特別養護老人ホームさくらの里											○		0265-94-1181	〒396-0214 伊那市高遠町勝間 220
	特別養護老人ホームサンハート美和											○		0265-98-2012	〒396-0401 伊那市長谷非特 484-1
	(社)平成会 グループホーム歩歩清風											○		0266-43-2265	〒399-0428 上伊那郡辰野町 伊那富字大原 9704-1
	宅老所まんてん	○												0265-86-8670	〒399-3702 上伊那郡飯島町飯 島 807-3
	グループホームまんてん											○		0265-86-8680	〒399-3702 上伊那郡飯島町飯 島 2880-1130

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地	
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設
伊那	社会福祉法人麦の家					○							0265-88-4069	〒399-3801 上伊那郡中川村大草 4559
	小規模多機能型 居宅介護 こま ちの家										小規模多機能 型居宅介護		0265-82-8010	〒399-4108 駒ヶ根市下市場 32-3
	認知症デイサー ビスこまち				○								0265-82-8010	
	特別養護老人ホ ーム 親成園			○					○				0265-83-1611	〒399-4117 駒ヶ根市赤穂 3214-1
	みなみみのわふ れあいの里							○			地域密着型特 別養護老人ホ ーム、小規模多 機能型居宅介 護		0265-76-2020	〒399-4301 上伊那郡南箕輪村 1634-349
	社会福祉法人 宮田村社会福祉 協議会	○											0265-85-5010	〒399-4301 上伊那郡宮田村 6838 番地 1
	複合福祉施設 プラムの里		○		○		○			○			0265-84-1311	〒399-4301 上伊那郡宮田村 4804-1
	生協ケアセンタ ー春近 なない ろの家						○					小規模多機能 型居宅介護	0265-95-1010	〒399-4432 伊那市東春近 1486
	介護老人保健施 設はびろの里		○		○						○		0265-77-0105	〒399-4501 伊那市西箕輪 2758-1
	特別養護老人ホ ームみのわ園			○						○			0265-70-6133	〒399-4603 上伊那郡箕輪町大 字三日町 1660-3
飯伊	宅老所 姫宮			○		○							0265-21-7735	〒395-0004 飯田市上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセンタ ー明美 1 階
	NPO 法人おいな んよ 宅老所お おぜき					○							0265-25-0246	〒395-0155 飯田市三日市場 1291-31
	社会福祉法人み なみ信州 グル ープホームあぐ り山本									○			0265-28-1173	〒395-0242 飯田市竹佐 653-1
	グループホーム こころ									○			0265-23-1174	〒395-0811 飯田市松尾上溝 6301-1

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス									連絡先	所在地			
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設			介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他
飯伊	こころ訪問介護											訪問介護	0265-23-1174	〒395-0811 飯田市松尾上溝 6301-1	
	宅老所まつお	○										*介護予防はなし	0265-23-4758	〒395-0816 飯田市松尾久井 2542-1	
	かわじデイサービスセンター	○											0265-27-5022	〒399-2431 飯田市川路 3467-2	
	健生会アルテン ハイム会地の郷		○		○						○	居宅介護支援	0265-43-4848	〒395-0303 下伊那郡阿智村駒 場 124-1	
	高森町認知症グ ループホーム大 家族						○						0265-34-2650	〒399-3105 下伊那郡高森町牛 牧 2467-1	
	介護支援まどか											居宅介護支援	0265-34-2528	〒399-3105 下伊那郡高森町牛 牧 2468-4	
	老人保健施設円 会センテナリア ン		○		○						○	訪問看護	0265-34-2525 (訪問看護) 0265-53-0912		
	介護老人福祉施 設 はやしの社		○									○	居宅介護支援	0265-35-1870 (居宅介護支援) 0265-34-2581	〒399-3202 下伊那郡豊丘村神 稲 4176
	ケアテック介護 支援事業部 ケ アコミュニティ こころ 機能訓 練対応型デイサ ービスセンター さくら		○										居宅介護支援	0265-37-1151	〒399-3301 下伊那郡松川町上 片桐 3314-3
	医療法人コスモ ス コスモス松 川デイサービス センター		○											0265-36-7017	〒399-3303 下伊那郡松川町元 大島 1655
下伊那赤十字病 院												居宅介護支援 介護療養型医 療施設 訪問看護	0265-36-7082 0265-36-2255 0265-36-7077	〒399-3303 下伊那郡松川町元 大島 3159-1	
木曾	特別養護老人ホ ーム なんてん の里			○						○			0264-46-3335	〒397-0101 木曾郡木曾町三岳 10039	
	王滝村社会福祉 協議会 訪問介 護ステーション											訪問看護	0264-48-2008	〒397-0201 木曾郡王滝村 2830-1	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス									連絡先	所在地	
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設			介護老人保健施設
松本	グループホーム りんごの樹					○						0263-25-6907	〒399-0007 松本市石芝 3-9-5
	ケアハウスなごみ松本										軽費老人ホーム	0263-85-0101	〒399-0011 松本市寿北 5-34-23
	社会福祉法人恵清会 松本市寿 デイサービスセンター	○										0263-86-6590	〒399-0026 松本市寿中 2-20-1
	社会福祉法人恵清会 真寿園 デイサービスセンター	○									0263-86-6590		
	社会福祉法人恵清会 松本市寿 在宅介護支援センター									居宅介護支援	0263-57-7250		
	うつくしの里			○					○			0263-39-2277	〒390-0221 松本市里山辺藤井 910-1
	うつくしの里 デイサービスセンター	○				○					0263-39-2266		
	うつくしの里 ヘルパーステーション									訪問介護	0263-39-2244		
	うつくしの里 居宅介護支援事業所									居宅介護支援	0263-39-2255		
	グループホーム おかだ						○					0263-31-0663	
	グループホーム ローズガーデン						○					0263-57-8002	〒390-0823 松本市大字中山 7494-8
	介護老人保健施設 ローズガーデン									○		0263-57-8002	
	グループホーム ハーモニー笹部										地域密着型サービス（グループホーム）	0263-88-6981	〒390-0847 松本市笹部 2-6-54-2
	介護老人保健施設 ハーモニー		○							○		0263-48-6321	〒390-0851 松本市大字島内字 広田 4064-2
	居宅介護支援事業所 ハーモニー										居宅介護支援	0263-48-3265	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
松本	社会福祉法人ハーモニー デイサービスハーモニー					○								0263-48-6366	〒390-0851 松本市大字島内字 広田 4065-4
	グループホームハーモニー						○							0263-48-5960	〒390-0851 松本市大字島内字 広田 4068-1
	秋櫻	○												0263-47-0121	〒390-0851 松本市島内 332
	介護老人保健施設山望苑		○		○						○			0263-40-4300	〒390-1241 松本市新村 1956-1
	四賀福寿荘									○				0263-64-2922	〒399-7417 松本市刈谷原町 613
	塩尻市デイサービスセンターつくしの郷					○								0263-54-0294	〒399-0705 塩尻市大字広丘堅 石 2150
	グループホームさとび						○							0263-51-6310	〒399-0711 塩尻市大字片丘道 下 11146
	介護老人保健施設こもれび				○									0263-51-1700	〒399-0731 塩尻市大門 6-4-36
	相澤訪問看護ステーション ひまわり塩尻事業所												訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅介護支援	0263-53-8611	〒399-0744 塩尻市大門 79-2
	デイホーム楓					○								0263-77-9290	〒399-8102 安曇野市三郷温 3399-3
	なでしこ						○							0263-76-5151	〒399-8102 安曇野市三郷 2517
	小倉デイサービスセンター	○												0263-77-8800	〒399-8103 安曇野市三郷小倉 6079-1
	小倉メナー									○				0263-77-8800	
	安曇野メディア		○		○						○			0263-73-5800	〒399-8201 安曇野市豊科 5633-1
	デイサービス集皆所ひだまり	○												0263-71-2780	〒399-8204 安曇野市豊科高家 782-2

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
松本	有限会社あづみの会					○								0263-81-0611	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高 1716-1
	グループホーム かじか庵													0263-82-1323	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高 2531-3
	介護老人保険施設 孝穂館											○		0263-82-1323	
	特別養護老人ホーム ゆめの里朝日											○		0263-99-5066	〒390-1243 東筑摩郡朝日村大字古見 2422-3
大北	カトレヤデイサービスセンター	○				○								0261-23-7012	〒398-0001 大町市平 1955-971
	特別養護老人ホーム カトレヤ			○								○		0261-23-0722	
	カトレヤ居宅介護支援センター												居宅介護支援	0261-23-5751	〒398-0001 大町市平 8940
	認知症対応型共同生活介護施設 ひだまりの家											○		0261-21-3005	〒398-0002 大町市大町 8035
	介護老人保健施設 孝松館		○		○								○	0261-61-1800	〒399-8501 北安曇郡松川村 5650-23
	特別養護老人ホーム 高瀬荘												○	0261-62-4181	〒399-8601 北安曇郡池田町大字池田 1942-1
	特別養護老人ホーム 白嶺												○	0261-75-4010	〒399-9211 北安曇郡白馬村大字神城 22847-2
	介護老人保健施設 白馬メディア		○		○								○	0261-75-7100	〒399-9211 北安曇郡白馬村大字神城 22844
	認知症対応型共同生活介護施設 かたくりの郷												○	0261-75-7100	
長野	老人保健施設 ケアポート三輪		○		○								○	026-238-2655	〒380-0803 長野市三輪 5-43-20
	(株)レシーバー・ステーション 宅幼老所ほのぼの	○												026-217-3880	〒380-0803 長野市三輪 8-32-3
	訪問介護ステーション「ふれあい」												訪問看護	026-237-4021	〒380-0815 長野市田町 2099

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地	
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設
長野	社会福祉法人長野南福祉会陽だまり栗田	○											026-229-7708	〒380-0921 長野市栗田 732-1
	グループホームこもれ陽栗田					○							026-217-2838	
	デイサービスやわやわ中御所	○											026-225-6222	〒380-0935 長野市中御所 1-17-10 オーパス 中御所 1 階
	地域密着型 介護老人福祉施設コスモス苑	○							○				026-228-1500	〒380-0948 長野市差出南 3-7-1
	特別養護老人ホーム フランセーズ悠とみたけ			○					○				026-217-7575	〒381-0006 長野市富竹 118-1
	グループホーム太陽					○							026-295-5262	〒381-0006 長野市富竹 936-1
	グループホームフランセーズ悠					○							026-239-7500	〒381-0012 長野市柳原 2080-11
	グループホームまめじま					○							026-221-8883	〒381-0022 長野市大字大豆島 833-1
	ツクイ長野ショートステイ			○									026-267-0257	〒381-0023 長野市風間字巾下 1756-1
	医療法人桂俊会グループホームかぐらばし					○							026-252-6080	〒381-0053 長野市神楽橋 10-113
	特別養護老人ホーム大本願ユートピアわかほ			○					○				026-282-3522	〒381-0101 長野市若穂綿内 4429
	柴やすらぎの園			○					○				026-214-7830	〒381-1214 長野市松城町柴 330-1
	むつみ家いきいき										小規模多機能型居宅介護	026-214-7880		
	ふれあいデイサービスセンター					○							026-278-5600	〒381-1215 長野市松代町西寺 尾 1000
	ましまの家	○											026-283-2281	〒381-2204 長野市真島町真島 2164
特別養護老人ホームこうほく			○									026-286-5700	〒381-2211 長野市稲里下水鉋 682	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
長野	こうほくデイサービスセンター	○				○								026-286-5800	〒381-2211 長野市稲里下水鉋 682
	こうほく介護支援センター											居宅介護支援	026-286-7895		
	介護老人保健施設コスモス長野				○					○			026-285-2654	〒381-2212 長野市小島田町 380	
	クリニックコスモス長野通所リハビリテーション		○										026-285-2671		
	コスモス長野デイサービスセンター	○											026-283-8578		
	通所リハビリテーションコスモス長野		○										026-285-2654		
	訪問看護ステーションコスモス											訪問看護	026-283-8017		
	ヘルパーステーションコスモス											訪問介護	026-283-8017	〒381-2212 長野市小島田町 449	
	居宅介護支援事業所 コスモス											居宅介護支援	026-283-2513		
	社会福祉法人川中島福祉会 ショートステイサービスセンターサンビラかわなかじま			○										026-254-6606	〒381-2234 長野市川中島町今 里 610
	社会福祉法人川中島福祉会 デイサービスセンターサンビラかわなかじま	○												026-286-1620	
	社会福祉法人川中島福祉会 特別養護老人ホームサンビラかわなかじま								○					026-286-1620	
	地域密着型介護老人福祉施設博仁会 川中島桜荘	○		○										026-254-6606	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
長野	デイサービス・やわやわ丹波島	○											026-254-7770	〒381-2246 長野市丹波島 2-11-12	
	長野県厚生農業協同組合連合会 新町病院		○		○							○	訪問リハビリ	026-262-3111	〒381-2404 長野市信州新町上 条 137
	訪問看護ステーションしんまち												訪問看護	026-262-2359	
	介護付有料老人ホームコスモプラネット篠ノ井												地域密着型特定施設入居者生活介護	026-299-6716	〒388-8004 長野市篠ノ井会字 下広沢 618-2
	グループホームコスモプラネット篠ノ井						○							026-292-5533	〒388-8004 長野市篠ノ井会 619-1
	なごやか篠ノ井												訪問介護	026-214-7878	〒388-8007 長野市篠ノ井布施 高田 798-3
	居宅介護支援事業所アヴィラージュ篠ノ井駅前												居宅介護支援	026-214-7878	
	社会福祉法人博仁会桜荘社会福祉総合施設	○		○		○						○		026-293-0088	〒388-8012 長野市篠ノ井二ツ 柳 1535-1
	社会福祉法人博仁会桜荘居宅介護支援事業所												居宅介護支援	026-293-0088	
	長野市在宅介護支援センター桜ホーム												居宅介護支援	026-290-1131	〒388-8012 長野市篠ノ井二ツ 柳字大当 1432-3
	医療法人博人会桜ホームデイケアセンター		○											026-290-1132	
	介護老人保健施設桜ホーム											○		026-290-1133	
	桜グループホーム						○							026-290-1134	
	長野市在宅介護支援センターやすらぎの園												居宅介護支援	026-293-6160	〒388-8019 長野市篠ノ井杵泷 213-4
	やすらぎの園	○		○								○		026-293-2600	
	むつみ家ほのほの												小規模多機能介護事業所	026-299-8864	〒388-8019 長野市篠ノ井杵泷 1043-1
グループホームまゆ更科						○							026-273-7080	〒387-0011 千曲市杭瀬下 2-85	

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地	
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設
長野	ケアステーション美喜											訪問介護	026-272-8152	〒387-0021 千曲市稲荷山 2253-4
	千曲市社会福祉協議会ヘルパーステーション											訪問介護	026-275-3100	〒389-0806 千曲市大字磯部 1110-1
	戸上訪問入浴ステーション											訪問入浴	026-275-3880	
	戸上デイサービスセンター	○											026-275-3655	
	千曲市社会福祉協議会戸倉地域福祉センター科野の宿戸倉デイサービスセンター「おひさま」					○						地域密着型認知症通所介護	026-275-3874	
	社会福祉法人睦会養護老人ホーム寿楽園			○								養護老人ホーム、短期入所事業	026-245-0171	〒382-0011 須坂市大字日滝字 寺窪 2878-1
	特定非営利活動法人婆宅老所さかたの家	○											026-246-2564	〒382-0026 須坂市坂田 103
	社会福祉法人グリーンアルム福祉会 グリーデイスサービスセンター	○											026-215-2662	〒382-0034 須坂市大字仁礼 7-10
	社会福祉法人グリーンアルム福祉会 グリーンクリスタル					○							026-215-2662	
	社会福祉法人グリーンアルム福祉会 グリーンパール			○					○				026-215-2662	
社会福祉法人グリーンアルム福祉会 介護老人福祉施設 ウィングラス		○	○						○			026-215-2662		
社会福祉法人グリーンアルム福祉会 グリーン訪問看護ステーション											訪問看護	026-215-2662		

圏域	法人名 事業所名	利用できるサービス										連絡先	所在地		
		通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設			介護療養型医療施設	その他
長野	社会福祉法人グリーンアルム福祉会 グリーンアルム福祉会 縦の木ヘルパーステーション												訪問介護	026-215-2662	〒382-0034 須坂市大字仁礼7-10
	医療法人公仁会轟グループホーム						○							026-245-1973	〒382-0083 須坂市上中町170
	新生病院在宅リハビリテーション事業所		○										訪問リハビリテーション	026-247-2033	〒381-0295 上高井郡小布施町大字小布施851
	飯綱町社会福祉協議会												訪問介護	026-253-8811	〒389-1204 上水内郡飯綱町大字倉井2907-1
	社会福祉法人おらが会 信濃町デイサービスセンター	○												026-255-6600	〒389-1305 上水内郡信濃町大字柏原350
北信	宅老所 やわらぎの家					○								0269-23-3081	〒383-0013 中野市中野291-3
	医療法人みゆき会 なかのケアプランセンター												居宅介護支援	0269-38-0667	〒383-0025 中野市三好町1-4-25 日野ビル2F南
	(株)ツクイ ツクイ中野新井	○												0269-24-0350	〒383-0064 中野市新井427-2
	飯山介護老人保健施設みゆき		○		○							○		0269-81-3850	〒389-2232 飯山市大字下木島9
	医療法人みゆき会 ショートステイみゆき		○											0269-81-3850	
	飯山社会福祉協議会 デイサービスセンター ゆきつばき “舞姫の里”						○							0269-67-2312	〒389-2253 飯山市大字飯山7355-4
	(有)ゆりかご	○												0269-81-3888	〒389-2255 飯山市大字静間2900-2
	宅幼老所おら家	○												0269-85-2277	〒389-2502 下高井郡野沢温泉村大字4399
	グループホーム さわやか千歳						○							0269-33-1648	〒381-0405 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2506-1

6 認知症コールセンター

県では、認知症の人やその家族が、電話で気軽に相談できる認知症コールセンターを開設しています。認知症について、日頃から悩んでいることや疑問に思っていることを相談員（認知症の介護の専門家や介護経験者など）に、何でも相談してください。

電話番号	0268-23-7830	（なやみなし）
受付時間	午前10時～午後5時	（日曜・祝日・年末年始を除く）
相談料	無料	（通常の電話料金はかかります）

7 若年性認知症コールセンター

国では、65歳未満で発症する若年性認知症の電話無料相談を行っています。若年性認知症に関するご相談は、この電話相談もご利用ください。病状、病院受診、介護、経済的なお悩み、社会支援、家族の関係など若年性認知症が関連した様々な分野でご相談をお受けしています。

電話番号	0800-100-2707	
受付時間	午前10時～午後3時	（日曜・祝日・年末年始を除く）
相談料	相談料・通話料は無料です	

8 認知症の人と家族の会長野県支部

認知症の人本人とその家族、介護専門職、認知症に関わる医療職や研究者などからなる全国組織の長野県支部です。

啓発活動や電話相談（月～金9:00～12:00）などの活動を行っています。

代表者	所在地	電話番号/FAX
関 靖	飯田市下久堅下虎岩780-2	0265-29-7799

9 県保健福祉事務所

保健福祉事務所では、精神保健や福祉の総合的な相談窓口として相談に応じています。

◆精神保健のご相談は、「健康づくり支援課」でお受けしています。

◆生活や障害者・高齢者の福祉などのご相談は、「福祉課」でお受けしています。

保健福祉事務所	所在地	電話（代表）
佐久保健福祉事務所	〒385-8533 佐久市跡部 65-1	0267-63-3111
上田保健福祉事務所	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268-23-1260
諏訪保健福祉事務所	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000
伊那保健福祉事務所	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265-78-2111
飯田保健福祉事務所	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265-23-1111
木曾保健福祉事務所	〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-24-2211
松本保健福祉事務所	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263-47-7800
大町保健福祉事務所	〒398-8602 大町市大町 1058-2	0261-22-5111
長野保健福祉事務所	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1	026-223-2131
北信保健福祉事務所	〒389-2255 飯山市大字静間字町尻 1340-1	0269-62-3105

10 長野県精神保健福祉センター

心の健康を守るため、精神保健福祉に関する相談を受け付けています。

〒380-0928 長野市若里 7-1-7 社会福祉総合センター2階	026-227-1810
------------------------------------	--------------

こころの電話相談（こころの電話相談員が担当する傾聴電話）

心の健康に関することで心配なことがあって話をしたい、自分の悩みを聞いてもらいたいなど、ひとりで悩んでいる方のお話を伺っています。

電話番号 026-224-3626

受付時間 9:30~16:00 月曜日~金曜日（祝日、休日、年末年始は休み）

相談料 無料（通常の電話料金はかかりません）

11 障害者総合支援センター、障害者就業・生活相談センター

(1) 障害者総合支援センター

障害のある方の地域生活を支える3障害（身体・知的・精神）対応の相談支援窓口です。
就業・生活など専門性の高い相談支援を行うコーディネーター※等を配置して、障害のある方が地域で安心して生活ができるよう面接・電話・訪問等により主に以下の支援を行っています。

- 保健・福祉サービス利用の援助、調整
- 地域における生活全般に関する相談支援
- 就業に関する相談支援

※コーディネーターの種類と役割

相談支援専門員	: 医療・保健・福祉サービスの提供にかかる援助・調整等を行い、必要に応じ個別の支援計画（サービス利用計画）を作成しています。
生活支援ワーカー	: 本人の生活上の相談、職業生活に関する相談、金銭・衣食住に関する相談、余暇活動、近隣との人間関係及び親戚等との関係調整といった地域生活に必要な支援を行います。
就業支援ワーカー	: 障害者からの就業の相談に応じる他に職業準備訓練や職場実習等のあっせん、事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行います。

(2) 障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、雇用及び福祉の関係機関との協力のもと、就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。

- 就職に向けた準備支援（基礎体力・集中力の向上の習得のための職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援（ハローワークへの同行など）
- 障害のある方それぞれの障害特性をふまえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 日常生活・地域生活に関する助言（生活習慣の形成、健康管理、障害基礎年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言）

(● 中核センター、○ サテライト)

圏域	センターの所在地及び連絡先
佐久	<p>● 佐久広域連合障害者相談支援センター 電話 0267-63-5177 F A X 0267-63-0611 〒 385-0043 佐久市取出町 183 野沢会館内 E-Mail : soudansien@areasaku.or.jp</p>
	<p>● 佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぶ 電話 0267-66-3563 F A X 0267-66-3564 〒 385-0022 佐久市岩村田 1880-4 E-Mail : job-support@saku-cosmos.or.jp</p>
	<p>● ケイジンさく発達相談支援センター 電話 0267-73-1133 F A X 0267-64-1729 〒 386-0051 佐久市中込 3-15-8 E-Mail : kis@keijinnet.or.jp</p>
上小	<p>● 上小圏域障害者総合支援センター (シェイク・ウイング) 電話 0268-28-5522 F A X 0268-28-5520 〒 386-0012 上田市中央 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター 2 階 E-Mail : siensent@po7.ueda.ne.jp</p>
諏訪	<p>● 諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス 電話 0266-54-7363 F A X 0266-54-7723 〒 392-0024 諏訪市小和田 19 番 3 号 諏訪市総合福祉センター内 E-Mail : info@suwa-oasis.jp</p>
	<p>○ 障害者就業・生活支援センター すわーく・らいふ 電話 0266-54-7013 F A X 0266-52-7585 〒 392-0027 諏訪市湖岸通り 5-18-23 E-Mail : center@suwaork-life.jp</p>
	<p>○ 信濃医療福祉センター 電話 0266-27-8414 F A X 0266-27-7936 〒 393-0093 諏訪郡下諏訪町社字花田 6 5 2 5 - 1</p>
伊那	<p>● 上伊那圏域障害者総合支援センター きらりあ 電話 0265-74-5627 F A X 0265-74-8661 〒 396-0023 伊那市山寺 298-1 E-Mail : ksc@ar.wakwak.com</p>
飯伊	<p>● 飯伊圏域障害者総合支援センター ほっとすまいる 電話 0265-24-3182 F A X 0265-24-3192 〒 395-0024 飯田市東栄町 3108 番地 1 さんとぴあ飯田 1 階 E-Mail : shien-center@hotsmile.jp</p>
木曾	<p>● 木曾障害者総合支援センター ともに 電話 0264-52-2494 F A X 0264-52-2497 〒 399-5607 木曾郡上松町大字小川 1702 ひのきの里総合福祉センター内 E-Mail : tomoni@ju.kiso.ne.jp</p>

圏域	センターの所在地及び連絡先
松本	<p>● 松本圏域障害者総合相談支援センター Wish 電話 0263-26-1313 F A X 0263-26-2345 〒 390-0833 松本市双葉 4-8 松本市総合社会福祉センター別館 E-Mail : wish@po.mcci.or.jp</p>
	<p>● 松本圏域障害者総合相談支援センター あるぶ 電話 0263-73-4664 F A X 0263-73-2265 〒 399-8205 安曇野市豊科 5712-1 E-Mail : alp@violet.plala.or.jp</p>
	<p>● 松本圏域障害者総合相談支援センター ボイス 電話 0263-51-5353 F A X 0263-51-5363 〒 399-0731 塩尻市大門六番町 4-6 塩尻市保健福祉センター 2 階 E-Mail : voice5353@ca.wakwak.com</p>
	<p>○ 松本圏域障害者相談支援センター ぴあねっと・まつもと 電話 0263-27-7211 F A X 0263-29-5020 〒 390-0833 松本市双葉 4-16 松本市総合社会福祉センター 1 階 E-Mail : pianet21@avis.ne.jp</p>
	<p>○ 松本圏域障害者相談支援センター 中信 電話 0263-78-6203 F A X 0263-78-7204 〒 390-1702 松本市梓川梓 2288-3 E-Mail : soudan@chushin-sws.jp</p>
	<p>○ 松本圏域障害者相談支援センター 燦メンタルクラブ 電話 0263-39-4624 F A X 0263-39-4625 〒 390-8648 松本市城西 1-9-2 E-Mail : sun@shironishi.or.jp</p>
大北	<p>● 大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット 電話 0261-26-3855 F A X 0261-26-3856 〒 398-0002 大町市大町 1129 大町市総合福祉センター内 E-Mail : sukuramujp@yahoo.co.jp</p>
長野	<p>● 長野圏域障害者総合支援センター ○ コーディネートプラザながの【(福) 信濃の星】 電話 026-286-7715 F A X 026-285-1909 〒 381-2226 長野市川中島町今井 1387-5 ハーモニー桃の郷 3 階 E-Mail : p-nagano@mx2.avis.ne.jp</p>
	<p>○ まい・すてっぷ相談支援室【(福) 信濃の星】 電話 026-268-0666 F A X 026-268-0611 〒 380-0921 長野市栗田 1038-8 ゆたかビル 103 E-Mail : soudan@mystep.jp</p>

圏域	センターの所在地及び連絡先
長野	<p>○ 歩楽里【(福)長野県社会福祉事業団】 電話 026-257-5955 F A X 026-217-1182 〒 389-1105 長野市豊野町豊野 1631-2 E-Mail : furari21@jasmine.ocn.ne.jp</p>
	<p>○ スローステップ【(福)長野りんどう会】 電話 026-295-3077 F A X 026-295-3101 〒 381-0082 長野市上駒沢 429-1 E-Mail : l.s.r-tiiki@zd.wakwak.com</p>
	<p>○ 希来里【(福)長野南福祉会】 電話 026-267-5685, 5686(相談専用) F A X 026-225-5668 〒 380-0915 長野市稲葉 147-5 E-Mail : kirari@cap.ocn.ne.jp</p>
	<p>○ 皆神ハウス【(福)絆の会】 電話 026-278-7466 F A X 026-285-0579 〒 381-1223 長野市皆神台 157 E-Mail : kizuna.m-house@ruby.plala.or.jp</p>
	<p>○ 障害児者地域生活相談室ベターデイズ【(福)ながの障害者生活支援協会】 電話 026-259-9966 F A X 026-259-9969 〒 381-0036 長野市平林 1丁目 30-1 E-Mail : betterdays@moritoki.jp</p>
	<p>○ ほっとらいふ相談室桃の郷【(福)長野市社会事業協会】 電話 026-285-3408 F A X 026-285-1908 〒 381-2226 長野市川中島町今井 1387-5 ハーモニー桃の郷 2階 E-Mail : h.m-shajinet@nagano-shajikyo.or.jp</p>
	<p>○ 須高地域障害者支援センター【(福)夢工房福祉会】 電話 026-248-3741 F A X 026-248-3745 〒 382-0087 須坂市須坂 344 須坂ショッピングセンター内 E-Mail : sukou-sien@coast.ocn.ne.jp</p>
	<p>○ 須高地域障害者支援センター小布施出張所【(福)夢工房福祉会】 電話 026-247-6343 F A X 026-242-6048 〒 381-0208 上水内郡小布施町都住 176</p>
	<p>○ 地域活動支援センター ピアハウス【(特非)すざかの風】 電話 026-217-1180 F A X 026-248-0180 〒 382-0005 須坂市小河原 2005-1 E-Mail : sppy5899@extra.ocn.ne.jp</p>
	<p>○ 千曲・坂城障がい者(児)相談支援室 電話 026-275-0548 F A X 026-275-0548 〒 389-0892 千曲市戸倉 2388 千曲市役所戸倉庁舎 1階内 E-Mail : cs-soudan@bh.wakwak.com</p>

圏域	センターの所在地及び連絡先
長野	<p>○ SUN【(特非) SUN】 電話 026-253-4455 F A X 026-253-0166 〒 389-1206 上水内郡飯綱町普光寺 920 E-Mail : iizuna-npo-sun0133@wave.plala.or.jp</p>
	<p>○ 長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ【(福)ともいき会】 電話 026-214-3737 F A X 026-214-3971 〒 380-0935 長野市中御所 3-2-1 カネカビル 1 階 E-Mail : center@with-nagano.com</p>
北信	<p>● 北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと 電話 0269-23-3525 F A X 0269-23-3521 〒 383-0062 中野市大字笠原 765-1 E-Mail : hokushin3525@nkn.janis.or.jp</p>

12 ハローワーク

就職を希望する障害者の求職登録、障害者の適性や希望に応じて、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を行っています。

ハローワーク	所在地	電話
ハローワーク長野	〒380-0935 長野市中御所 3-2-3	026-228-1300
ハローワーク松本	〒390-0828 松本市庄内 3-6-21	0263-27-0111
ハローワーク岡谷	〒394-0027 岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609
ハローワーク上田	〒386-8609 上田市天神 2-4-70	0268-23-8609
ハローワーク飯田	〒395-8609 飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609
ハローワーク伊那	〒396-8609 伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609
ハローワーク篠ノ井	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609
ハローワーク飯山	〒389-2253 飯山市飯山 186-4	0269-62-8609
ハローワーク小諸	〒384-8609 小諸市御幸町 2-3-18	0267-23-8609
ハローワーク木曾福島	〒397-8609 木曾郡木曾町福島 5056-1	0264-22-2233
ハローワーク佐久	〒385-8609 佐久市大字原 565-1	0267-62-8609
ハローワーク大町	〒398-0002 大町市大字大町 2715-4	0261-22-0340
ハローワーク須坂	〒382-0099 須坂市墨坂 2-2-17	026-248-8609
ハローワーク諏訪	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609

平成 25 年（2013 年）3 月発行

編集発行：長野県健康福祉部健康長寿課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL：026-235-7109 FAX：026-235-7170
長野県ホームページアドレス：
<http://www.pref.nagano.lg.jp/>



長野県